

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年6月25日

【事業年度】 第49期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

【会社名】 株式会社要興業

【英訳名】 KANAME KOGYO CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 木納 孝

【本店の所在の場所】 東京都豊島区池袋二丁目14番8号池袋エヌエスビル

【電話番号】 03-3986-5352

【事務連絡者氏名】 取締役総務部長 村木 宣彦

【最寄りの連絡場所】 東京都豊島区池袋二丁目14番8号池袋エヌエスビル

【電話番号】 03-3986-5352

【事務連絡者氏名】 取締役総務部長 村木 宣彦

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第45期	第46期	第47期	第48期	第49期
決算年月		2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
売上高	(千円)	10,042,329	10,811,042	11,297,581	11,490,323	11,002,265
経常利益	(千円)	1,052,884	1,116,087	1,061,622	821,765	937,185
親会社株主に帰属する 当期純利益	(千円)	744,943	739,722	678,920	570,451	618,224
包括利益	(千円)	737,621	777,612	679,291	517,873	681,486
純資産額	(千円)	11,908,823	14,500,119	14,957,211	15,268,757	15,775,618
総資産額	(千円)	17,543,524	20,495,242	20,647,923	20,475,949	20,845,822
1株当たり純資産額	(円)	902.18	913.60	942.40	962.03	993.97
1株当たり当期純利益	(円)	56.44	53.36	42.78	35.94	38.95
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)					
自己資本比率	(%)	67.88	70.75	72.44	74.57	75.68
自己資本利益率	(%)	6.44	5.60	4.61	3.77	3.98
株価収益率	(倍)		17.43	16.50	20.06	23.75
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	1,315,963	1,653,093	1,331,679	872,391	1,549,225
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	1,280,972	2,697,180	294,260	671,846	539,982
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	115,197	1,425,620	873,342	730,082	853,524
現金及び現金同等物 の期末残高	(千円)	2,761,616	3,143,150	3,895,748	3,366,210	3,521,928
従業員数 〔ほか、平均臨時 雇用人員〕	(名)	417 〔319〕	441 〔331〕	446 〔355〕	445 〔366〕	449 〔355〕

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第47期の期首から適用しており、第45期及び第46期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準を遡って適用した後の指標等となっております。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 第45期の株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。

5. 従業員数は、就業人員数を記載しております。

6. 当社は、2017年6月11日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。第45期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第45期	第46期	第47期	第48期	第49期
決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
売上高 (千円)	8,378,697	9,063,556	9,469,166	9,605,203	9,140,777
経常利益 (千円)	1,025,550	1,056,543	994,892	757,518	822,861
当期純利益 (千円)	734,429	709,647	670,249	538,992	546,621
資本金 (千円)	247,970	827,736	827,736	827,736	827,736
発行済株式総数 (株)	142,000	15,871,400	15,871,400	15,871,400	15,871,400
純資産額 (千円)	11,915,969	14,477,190	14,925,612	15,205,698	15,640,956
総資産額 (千円)	16,619,955	19,511,687	19,651,082	19,452,211	19,715,805
1株当たり純資産額 (円)	902.72	912.16	940.41	958.06	985.48
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	300.00 ()	14.00 ()	13.00 ()	11.00 ()	11.00 ()
1株当たり当期純利益 (円)	55.64	51.19	42.23	33.96	34.44
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)					
自己資本比率 (%)	71.70	74.20	75.95	78.17	79.33
自己資本利益率 (%)	6.35	5.38	4.56	3.58	3.54
株価収益率 (倍)		18.17	16.72	21.23	26.86
配当性向 (%)	5.39	27.35	30.78	32.39	31.94
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用 人員〕 (名)	361 〔233〕	383 〔238〕	392 〔240〕	391 〔252〕	393 〔245〕
株主総利回り (%) (比較指標：配当TOPIX) (%)			77.31 (94.96)	80.11 (85.94)	104.62 (122.15)
最高株価 (円)		1,360	1,175	931	1,046
最低株価 (円)		891	555	652	651

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 第45期の株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
4. 従業員数は、就業人員数を記載しております。
5. 当社は、2017年6月11日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。第45期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
6. 第45期の1株当たり配当額は、株式分割前の実際の配当額を表示しております。また、第46期(2018年3月期)の1株当たり配当額14円には、上場記念配当1円を含んでおります。
7. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所市場第二部におけるものであります。ただし、当社株式は、2017年12月25日から東京証券取引所市場第二部に上場されており、それ以前の株価については該当事項がありません。
8. 第45期及び第46期の株主総利回り及び比較指標は、2017年12月25日に東京証券取引所市場第二部に上場したため、記載しておりません。

2 【沿革】

- 1972年 6月 東京都豊島区要町において藤居商店を創業 製紙原料の売買を開始
- 1973年 4月 藤居商店を組織変更し、資本金1,000千円で株式会社要興業を設立
- 1977年12月 東京都足立区鹿浜へ当社業務部を移転
- 1991年 2月 東京都豊島区池袋へ本社移転
- 1992年11月 千住事業所/千住リサイクルセンターを開設
- 1992年12月 廃棄物再生事業者登録東京都第1号
- 1997年 4月 入谷事業所/入谷リサイクルセンターを開設
- 1997年 6月 東京都豊島区池袋エヌエスビルへ本社移転
- 1997年 9月 大森事業所/大森リサイクルセンター開設
- 1998年 4月 足立区内で足立支社移転
- 2000年 4月 発泡スチロール溶融・再生ブロック化プラント、ピン選別プラント新設
- 2000年 9月 鹿浜事業所/鹿浜リサイクルセンター開設
- 2000年10月 古紙選別・圧縮・梱包、機密書類断裁・圧縮梱包プラント新設
- 2001年 4月 家電リサイクル法東京都指定中間集積所に指定
- 2002年 6月 ISO14001認証取得
- 2003年 7月 食品廃棄物リサイクルプラント新設
バイオエナジー株式会社設立に伴い、協業化を目的として出資（注）
- 2003年11月 ペットボトル圧縮・梱包プラント新設
- 2004年 3月 廃プラスチック類破碎プラント新設
- 2005年12月 機密廃プラスチック類破碎プラント新設
- 2007年11月 ISO27001認証取得
- 2008年 4月 新鹿浜事業所/新鹿浜リサイクルセンター開設
プラスチック製容器包装 破袋・選別・圧縮プラント新設
- 2008年 6月 廃プラスチック類破碎プラント新設
- 2010年 2月 東京都の優良評価制度「産廃エキスパート認定」取得
- 2010年 4月 城南島事業所/城南島リサイクルセンター開設
- 2011年 8月 優良産廃処理業者認定取得(東京都産業廃棄物収集運搬業/処分業/特別管理産業廃棄物収集運搬業)
- 2015年 3月 株式会社ヨドセイの株式を取得し、子会社化(現・連結子会社)
- 2016年 2月 株式会社アルフォ・イー設立に伴い、協業化を目的として出資
- 2017年 3月 株式会社アルフォ・イーの事業主体の変更に伴う組織再編のため株式を売却
- 2017年 6月 株式会社アルフォの株式を取得（株式会社アルフォ・イーの事業の協業化の継続）（注）
- 2017年 9月 板橋事業所/板橋リサイクルセンター開設
- 2017年12月 東京証券取引所市場第二部に上場
- 2018年 1月 第三者割当増資を行い、資本金827,736千円に増資
- 2018年 2月 一般社団法人日本経済団体連合会に入会
- 2019年 7月 鹿浜リサイクルセンター拡張、粗大ごみ選別プラント新設

（注）協業化の内容は、食品廃棄物をリサイクルするための処理施設を運営することです。

バイオエナジー株式会社は、大田区城南島で、メタン発酵システム（食品廃棄物を発酵させてメタンガスを発生させるシステム）による発電事業及びガス供給事業を営んでおります。

株式会社アルフォは、大田区城南島で、食品廃棄物を飼料化する事業並びにメタン発酵システムによる発電事業を営んでおります。

3 【事業の内容】

当社グループ(当社及び当社の関係会社)は、当社(株式会社要興業)及び連結子会社1社(株式会社ヨドセイ)により構成されており、東京23区を中心にして、産業廃棄物に分類されるビン、缶、ペットボトル、粗大ごみ等や、一般廃棄物に分類される可燃ごみ等の収集運搬・処分、リサイクル(資源物の売却)を中核とした事業を行っております。

創業以来、「環境保全と循環型社会に貢献する企業であること」を企業理念として掲げ、快適な都市生活と資源の循環を推進するための適正な廃棄物処理と資源リサイクルを業として、お客様から信頼される質の高いサービスを提供し、関係する行政、企業、地域との共生を図り、持続発展を目指して株主と社員を大切にすることを経営方針としております。

当社グループは総合廃棄物処理事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しておりますが、当社グループの主なサービスは収集運搬・処分事業、リサイクル事業、行政受託事業の3つに区分されます。

(1) 収集運搬・処分事業

当事業では、当社及び株式会社ヨドセイにおいて、主に東京23区内の事業所における事業活動に伴い発生する産業廃棄物と事業系一般廃棄物の収集運搬・処分を行っております。可燃ごみ、段ボール、古紙等の一般廃棄物、及びビン、缶、ペットボトル、粗大ごみ等の産業廃棄物等、事業所から日常排出される廃棄物のほぼ全ての品目について収集運搬の許可を有しており、それらの廃棄物を、400台を数える当社グループ保有車両で、約400名のドライバー(うち、約300名が正社員)により運搬しております(2021年3月31日現在)。

当社は、東京23区内において、各排出事業者とおよそ8,000か所の排出現場を定期的に回収する契約を結んでいます。集められた廃棄物は、東京23区内に8つある自社リサイクルセンターを始め、行政の営む清掃工場等に運ばれ処理されております。その際、自社開発の配車ソフトの活用により、多数の現場・車両・積み下ろし先をいわば「路線化」し、有機的に結びつけることができるため、より短い距離でより多くの廃棄物を運搬することができているものと考えております。

なお、収集運搬にあたっては、全車両に特殊Gセンサ付きデジタルタコグラフ(注)1、ドライブレコーダー等の各種機器及びGPS装置を搭載した無線を導入し、安全運転に努めるとともに、現場状況に即応したリアルタイムの指示を行う体制となっております。

当社グループでは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)」の遵守の徹底が、事業の安定的継続の大きな要素であると認識しております。このため、毎月のドライバーミーティング、毎朝の点呼等の機会を利用した教育訓練により、許可を持たない廃棄物の運搬はしないことや、産業廃棄物管理票(以下「マニフェスト」という。)(注)2の授受を徹底させる等々の法令遵守を徹底させております。

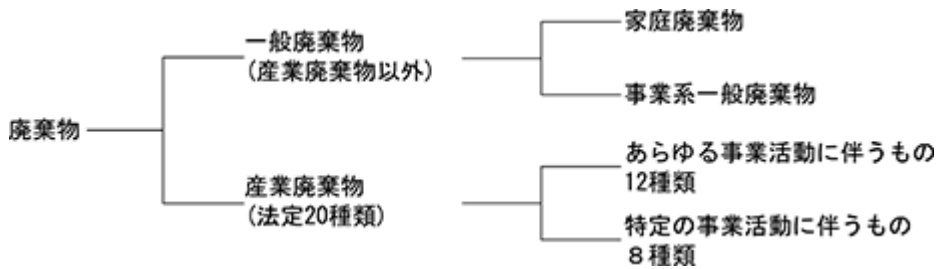
排出事業者は、産業廃棄物の処理を委託する際、その種類毎に、当該の許可を持つ収集運搬業者と処分業者の両方の会社と直接契約を結ぶこと、及び引き渡しの際のマニフェストの交付と保存が義務化されています。したがって、内容によっては、事務手続が非常に煩雑となりますが、この点、当社は事業活動に伴い発生する殆どの廃棄物の収集運搬許可を有し、かつ処分先として19か所の行政の清掃工場のみならず、8つの中間処理施設(リサイクルセンター)を有していることから、当社のみで一貫した取扱いが可能となります。これにより、当社と契約を結んでいる排出事業者の法令で定められた事務処理は大幅に簡略化されております。

当社は排出事業者がより容易に遵法できるよう、自社で電子マニフェスト登録サポートシステム(EDIシステム)(注)3を開発し、多くの顧客企業に利用して頂いております。また廃棄物処理法の遵法を促すべく、自社社員により廃棄物セミナーを年間30回以上実施し、自社、及び顧客企業先で継続的に開催しております。

上述の遵法精神に基づく取り組みにより、廃棄物の処理先をコスト重視ではなくコンプライアンス重視で選択する排出事業者との結びつきを強め、適正な価格での廃棄物処理委託契約を維持でき、収益の安定化及び業務の拡大に結びついているものと考えております。

- (注) 1. 特殊Gセンサ付きデジタルタコグラフとは、デジタルタコグラフ(デジタル式運行記録計)に加速度センサを装備し、車両に実際に加わる前後・左右の衝撃を検知し、同時に速度やエンジン回転数等を計測することによって、音声で運転手に危険運転を注意することができるシステムです。
2. 産業廃棄物管理票(マニフェスト)とは、排出事業者が収集運搬業者及び処分業者に委託した産業廃棄物の処理の流れを自ら把握することによって、不法投棄の防止等産業廃棄物の適正な処理を確保することを目的としたマニフェスト制度で用いられる伝票です。排出事業者は、委託した産業廃棄物が最終処分まで適正に処理されたことを確認する義務があります。
3. 電子マニフェストとは、マニフェストに記載すべき情報を電子化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が廃棄物処理法で定められた情報処理センターを介したネットワークで授受する仕組みです。電子マニフェスト登録サポートシステムとは、当社にて開発した排出事業者と当社と情報処理センターの3者間で電子化されたマニフェストに記載すべき情報の授受を効率的に行うシステムの名称です。

また、廃棄物の体系図を示すと下記のとおりとなります。



(注) 廃棄物は、廃棄物処理法より産業廃棄物以外を指す「一般廃棄物」と同法より20種類に指定される「産業廃棄物」の二つに区分されます。更に一般廃棄物については家庭廃棄物及び事業系一般廃棄物へ、産業廃棄物はあらゆる事業活動に伴い排出される12種類、特定の事業活動に伴い排出される8種類にそれぞれ区分されます。

上記、収集運搬・処分事業では、このうち事業系一般廃棄物及びあらゆる事業活動に伴い排出される12種類の産業廃棄物を取り扱い、後述する行政受託事業では家庭廃棄物を取り扱っております。

(2) リサイクル事業

当事業では、当社において、リサイクルセンターに運び込まれた廃棄物である古紙、ビン、缶、ペットボトル、粗大ごみ等の選別、破碎、圧縮、梱包等の処理を行い資源化し、再資源化学品や有価物等を業者に売却しております。また、段ボールや一部の機密書類については、専用車両で回収し、古紙業者に売却もしくは製紙工場に直納しております。

当社グループでは、資源物を質・量ともに安定的に取扱っていることにより、当事業において、売却先に対する一定の価格交渉力を確保することができているものと考えております。このため、一時的に排出される資源物を取扱う他社と比較して、高値で資源物を売却することが可能となっております。

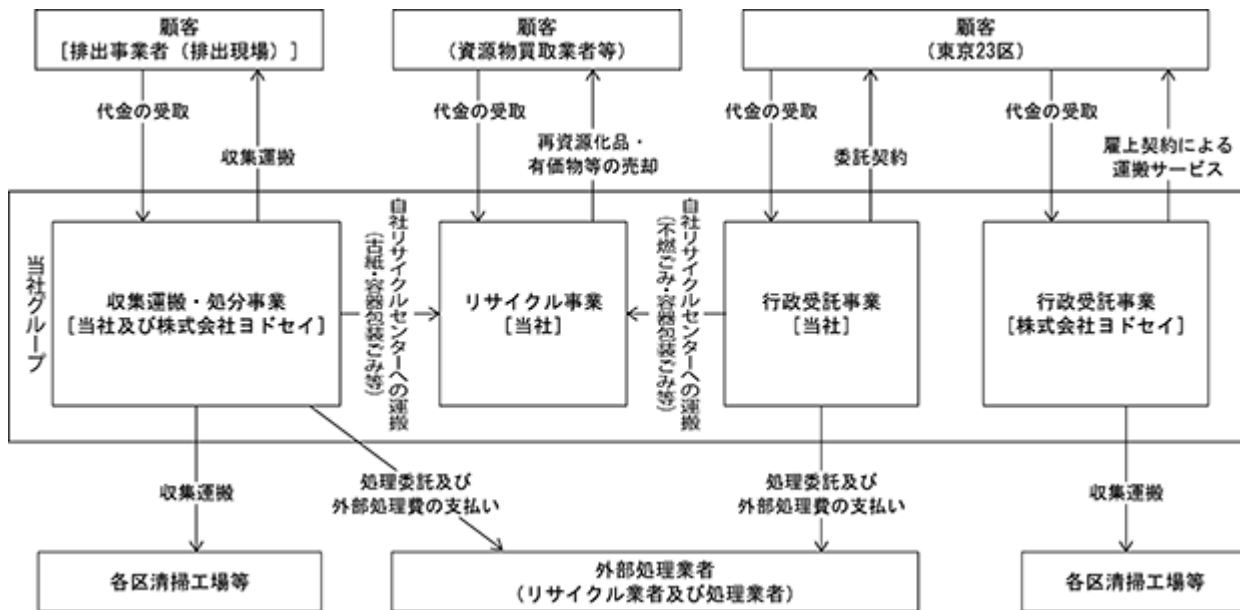
(3) 行政受託事業

当事業では、当社において、東京23区の依頼により、当該区から発生する不燃ごみや容器包装ごみ(ビン、缶、ペットボトル、プラスチック容器ごみ)をリサイクルセンターで資源化处理しております。また、株式会社ヨドセイにおいて、家庭から排出される一般廃棄物を東京23区との雇上契約(注)により、行政の処理施設及び処分場に運搬しております。

廃棄物の終着点である最終処分場の残余地は年々減少しており、地球資源の枯渇も深刻であります。このため、廃棄物の減量及びリサイクルをより一層推進する必要があります。各自治体より排出される廃棄物を当社グループのリサイクルセンターにて中間処理することにより、資源の再利用と最終処分場に持ち込む廃棄物の減容が可能となります。特に、不燃ごみについては、足立区、板橋区、中野区、荒川区、豊島区及び台東区の依頼により、リサイクルセンターで選別資源化しておりますが、そのニーズは年々高まっており、他自治体への発展拡大も見込まれております。このように行政との取引実績を積み上げていることから、行政より仕事を受注しやすい体制となっております。また、容器包装ごみについては、足立区、中央区他での実績があります。

(注) 東京23区の家庭系一般廃棄物の運搬を請負う業者を「雇上(ようじょう)業者」と呼び、その契約を「雇上契約」といいます。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



(注) 収集運搬・処分事業では、顧客となる事業者に対して廃棄物の収集運搬・処分のサービスを提供し、その対価として処理代金を受け取っております。また、処分する際に発生した廃棄物については、外部処理業者に処理を委託しており、その際に処理費を支払っております。

リサイクル事業では、収集運搬・処分事業及び行政受託事業により発生した再資源化品や有価物等を、顧客となる資源物買取業者等に売却することにより、その代金を受け取っております。

行政受託事業では、顧客となる行政機関から委託を受けて当該行政区で発生する可燃・不燃ごみ、容器包装ごみを収集運搬、処分し、その対価として処理代金を受け取っております。また、それらを処分する際に発生した廃棄物については、外部処理業者に処理を委託しており、その際に処理費を支払っております。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社ヨドセイ(注) 2	東京都豊島区	11,720	雇上業務(一般家庭から排出される廃棄物の収集運搬・処分事業)	100.0	当社の事業項目でない東京23区の家庭系ごみの収集運搬・処分事業を担当しております。 役員の兼任 1名

(注) 1. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

2. 株式会社ヨドセイについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	売上高	1,862,436	千円
	経常利益	126,886	"
	当期純利益	84,103	"
	純資産額	758,002	"
	総資産額	1,075,152	"

3. 特定子会社に該当する会社はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2021年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
総合廃棄物処理事業	449(355)
合計	449(355)

(注) 1. 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。

2. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の平均年間雇用人員であります。

3. 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

4. 当社グループは総合廃棄物処理事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 提出会社の状況

2021年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
393(245)	44.75	10.43	5,593

(注) 1. 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。

2. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の平均年間雇用人員であります。

3. 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

4. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

5. 当社グループは総合廃棄物処理事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループのうち、連結子会社である株式会社ヨドセイにおいて自治労・公共サービス清掃労働組合ヨドセイ支部(2021年3月31日現在の組合員数は139名)が組織されております。自治労・公共サービス清掃労働組合ヨドセイ支部は自治労・公共サービス清掃労働組合に加盟しており、労使関係の健全なる発展を目標としております。また、当社において労働組合は結成されていません。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは、「環境保全と循環型社会に貢献する企業であること」を企業理念として掲げ、快適な都市生活と資源の循環を推進するための適正な廃棄物処理と資源リサイクルを業として、お客様から信頼される質の高いサービスを提供し、関係する行政、企業、地域との共生を図り、永續発展を目指して株主と社員を大切にすることを経営方針としております。

(2) 経営戦略等

創業以来企業理念としている「環境保全と循環型社会に貢献する企業であること」を事業活動の中心に据え、循環型社会の構築・環境保全を追求するとともに、遵法精神を常にもって業に臨むことにより、着実な成長を目指してまいります。個々の事業の成長戦略は下記のとおりであります。

収集運搬・処分事業

廃棄物に関する高い知識を備えた営業担当者により、徹底した法令遵守による安心を提供し、循環型社会の構築・環境保全への貢献とともに適切な廃棄物処理を提案し、着実な顧客数の増加を図ります。

東京23区では、日々活発な都市活動、事業活動が展開されており、今後も発展が見込まれております。当社は東京23区全ての区において事業系一般廃棄物の収集運搬業の許可を有しておりますが、当社の事業系一般廃棄物の年間取扱量は74,887トン（2019年度）、2019年度の東京23区における持込ごみ量に占める当社比は約7.6%となっております。また、産業廃棄物については首都圏各都府市の許可を有し、売上も順調に伸長しております。今後とも、足立区及び大田区の南北2か所の拠点を中心に東京23区内を活動拠点とし、同時に近郊区への拡充も視野に事業展開してまいります。

リサイクル事業

リサイクルセンターの改廃・拡張、分別の徹底による品質向上、新たな資源化ルート開拓等により、リサイクル率向上とさらなる再資源化を推し進めるとともに、法令に則った安全な収集運搬・処分事業及び行政受託事業との連携を図ります。

当社グループは、今般、行政受託事業におけるニーズに対応すべく板橋区に新たなリサイクルセンターを稼働させました。東京23区の南北に8か所のリサイクルセンターを有する体制となり、一層の再資源化に努めてまいります。また、従来、廃棄物として処理せざるを得なかった品目についても、分別を徹底して品質を高めるとともに、新たな資源化ルートの開拓を進めることにより、さらなる再資源化に努めてまいります。

行政受託事業

専任の営業担当の設置、リサイクルセンターの新設・拡張を行うとともに、当社独自の不燃ごみ事業における選別資源化方法を中心に提案し、新たな受注を増加させ成長を図ります。

不燃ごみについては、当社独自の選別資源化方法を模索し、足立区、板橋区、中野区、荒川区、豊島区及び台東区（2021年3月現在）での実績があり、新たな区への新規受注に向けて土地の取得と建物、設備の準備を進め、事業拡大を図っております。また、容器包装ごみについては、足立区、中央区及び文京区他での実績があります。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、より高い成長性を確保する観点から「売上高」の増収を最重視しております。また、収益性向上のため「営業利益率」、生産性向上のため「人件費率」、安全性向上のため「純資産比率」及び「負債比率」を重要な指標として位置づけ、バランスの取れた企業価値の継続的拡大を目指しております。なお、設備投資につきましては、「D.C.R」（注）1．及び「EBITDA比率」（注）2．を合わせて検討しております。

（注）1．デッド・キャパシティ・レシオ（算定式）有利子負債 / 金融資産 + 有形固定資産 × 100

2．（算定式）有利子負債 / EBITDA（営業利益 + 受取利息・配当金 + 減価償却実施額）

(4) 経営環境

当社グループを取り巻く環境として、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案」の整備など、近年、環境法令の規制強化が進み、廃棄物リサイクル分野についても、より高度な廃棄物処理と再資源化の推進が求められております。当社はこれまで、収集運搬から処分・リサイクルまでの一貫した処理サービスを安定的に提供する一方で、ノウハウを蓄積し、前述のようなソフト、ハード両面の事業改善に取り組んだ結果、現在は、堅実かつ先進的な事業運営が可能となっております。

しかしながら、今後は、より十分な資金力を確保し、大規模な設備投資を積極的に行うことにより、事業の一層の効率化が図られ、上述のより高度な廃棄物処理と再資源化の推進、すなわち、現下の社会的要請である循環型社会の形成に寄与できるものと考えております。

廃棄物処理法は、排出者責任の適用範囲の拡張やマニフェスト制度の強化・義務化等、近年、規制強化の一途を辿っているものと認識しております。係る環境下、当社グループは前述のとおり収集運搬における効率性の追求のみならず、並行して法令遵守の徹底を旨とし、安全性を追求してまいりました。

今後は、「官から民へ」の機運が高まる中で、自治体から廃棄物処理業者へ委託される廃棄物の量は今後も増加し、一方では更なる規制強化が想定されます。当社グループはこのような経営環境の中、これまで培ってきた効率的な事業運営体制、コンプライアンス体制の更なる充実及び経営資源を基に、業容拡大に努めてまいります。なお、事業区分別毎の経営環境としては、以下のとおり認識しております。

収集運搬・処分事業

産業廃棄物については、環境省の調査（注）1.によれば、2018年度に処理された廃棄物の量は378,830千トン、前年比98.8%となっております。また、産業廃棄物全体の量は、過去20年間の推移をみると、概ね横ばいに推移しております。

一般廃棄物については、東京二十三区清掃一部事務組合の調査（注）2.によれば、2019年度における東京23区のごみ量は、2,766千トン(前年度は2,754千トン)であり、前年度と比較して、微増となっております。また、廃棄物処理業者が東京二十三区清掃一部事務組合に持ち込んだ廃棄物の量は984千トン、前年比99.6%となっております。自治体によって方針は異なりますが、「官から民へ」の動きにより、自治体から廃棄物処理業者へ委託される廃棄物の量は増加傾向にあると分析しております。

（注）1. 環境省「産業廃棄物の排出及び処理状況等(2018年度実績)について」

2. 東京二十三区清掃一部事務組合「2019年度ごみ量の確定値について」

リサイクル事業

当事業における売上高の大部分は古紙の売却が占めるため、以下古紙について記載いたします。

経済産業省の調査（注）1.によれば、2019年における古紙全体の消費量は16,521千トン、前年比で100.0%となっております。古紙全体の消費量は、過去5年間をみると、ほぼ横ばいとなっております。

一方、公益財団法人古紙再生促進センターの調査（注）2.によれば、2020年における古紙回収率(古紙国内回収量/紙・板紙国内消費量)は85.0%であり、前年と比較して、5.5%増加しております。また、同年における古紙利用率(古紙・古紙パルプ消費量/国内生産の製紙用繊維原料消費量)は67.2%であり、前年より2.9%上昇しております。古紙回収率、古紙利用率ともに過去10年間をみるとほぼ上昇傾向にあり同事業において一定の成長機会が見込まれるものと考えております。

（注）1. 経済産業省「経済産業省生産動態統計年報 紙・印刷・プラスチック製品・ゴム製品統計編」

2. 公益財団法人古紙再生促進センター「2020年古紙需給統計」

行政受託事業

環境省の調査（注）によれば、2018年度におけるごみ処理の委託件数は13,762件(前年比99.7%)、許可件数は41,329件(前年比100.1%)となっております。ごみ処理の委託件数及び許可件数は、過去10年間をみると増加傾向にあり、「官から民へ」の動きの中で今後も増加傾向にあると分析しております。

（注）環境省「日本の廃棄物処理」

(5) 事業上及び財務上の対処すべき課題

BCP（事業継続計画）

国内において、「防災・危機管理」の概念での体制整備や計画策定等に取り組んでいる背景を鑑み、当社グループ内で、災害時等にもサービスの安定供給を維持できるようBCP（事業継続計画）に基づき、設備面における取組の強化及び代替要員の確保の再徹底を図ってまいります。

また、新型コロナウイルス感染症が終息を迎えるまでの期間については、感染防止に努めることを最優先課題として取り組んでおります。全従業員のPCR検査の反復実施、徹底した健康管理や3密回避およびソーシャルディスタンス確保他による感染の極小化に努めております。引き続き様々な状況を想定したオペレーション体制を整え、発生する事態に躊躇せず柔軟な対応を実施することで、感染拡大防止はもとより、業績への影響も極小化させてまいります。

コンプライアンス体制の充実

総合廃棄物処理事業を営む当社グループは、廃棄物処理法をはじめとした環境関連法規制に関するコンプライアンス体制が確立していることを競争力の源泉としておりますが、それを更に充実、向上させることを最重要課題と位置付け、法令遵守に対する一層の社内意識の向上と体制強化を図るため、継続的な施策を採り、社会的な信頼を得る努力を行ってまいります。また、「安全運転日本一」を達成するための道路交通法を遵守すること、労働基準法や労働安全衛生法等の労働関連法を遵守することも当社グループの使命であると認識しており、コンプライアンス委員会や事故防止委員会活動を中心に全社一丸となって引き続き取り組んでまいります。

リサイクル技術の向上

当社グループの廃棄物中間処理の基本はリサイクルであります。昨今の廃棄物処理は、中国などの輸入規制や海洋プラスチック問題で環境問題としても社会的関心が高まっている廃プラスチックのように、その処理にあたっては、国内のみならず、よりグローバルな視点が不可欠となっております。リサイクル処理による環境負荷の低減が社会貢献につながり、また当社グループの処理コストの低減にも役立っております。2019年7月に拡張した鹿浜リサイクルセンターにおいて、民間事業者としては首都圏最大級の粗大ごみ選別プラントを稼働させました。当社グループは、積極的な設備投資によりリサイクル技術を向上させ、社会貢献と収益確保の両立を図ってまいります。更には、事業分野の拡大や高い技術力を誇るステークホルダーとの協業化等についても模索してまいります。

資源の市場環境への対応

リサイクル事業における売上高の大部分を占める古紙の売却価格が低水準で推移しており、同事業の売上が減少しております。売上量の拡大を図ること、一層のコスト削減に努めることで、今後の市場環境に対応してまいります。

設備投資

当社グループが保有するリサイクルセンターの設備には老朽化が進んだものも含まれており、順次、自動化等を進めつつリサイクル技術の向上に資する更新を行っていく必要性を認識しています。また、業容拡大に合わせて増加する運搬車両を管理する車両基地の増設も必要であると認識しております。

情報化投資

当社グループは、業容拡大に伴い、正確かつ迅速な情報把握により的確な経営の意思決定の迅速化を促進するため、また的確な情報開示体制の確立のため、全社レベルでの情報システムの高速化に取り組んでおります。これに加え、業務改革も併せて実行することにより、企業運営上のコストの削減にも取り組んでまいります。前期、営業用の携帯端末を導入し効率的な営業活動を、当期にはドライバー用の携帯端末の導入により効率的な収集業務及び集計業務を実現しました。また、重要情報の漏洩を防止するための情報セキュリティの強化にも取り組んでおります。

経営基盤の拡充

当社グループは、さらなる企業価値の最大化を目指すためにも、以下のとおり経営基盤の拡充を図る必要があります。

イ 経営資源の重要な要素である人材については、社員教育や研修制度の拡充、コミュニケーションの活性化、適材適所での潜在能力の発揮等を推進し、一人当たりの生産性向上を図ります。また、地元高校の新卒採用の継続、大型中型自動車免許取得をはじめ各種重機等の資格取得支援制度の積極活用、社宅制度の運用強化、能力スキルに対応した柔軟な労働条件の設定等により、万全な労働力確保を継続しております。

ロ 既存の事業基盤については、各リサイクルセンター及び収集運搬のための車両・配車システムの品質管理及び安全管理を徹底の上、原価率低減に向けた創意工夫を推進してまいります。

ハ 当社グループの事業の柱を為すのは廃棄物の収集運搬であります。安全運転を遂行することは、すなわち事業を安定させることに繋がり、それを継続させることが顧客満足の向上につながります。車両に搭載させる機器等のハード面、ドライバーへの徹底的な教育等のソフト面を共に充実させ、安全運転の徹底を図ってまいります。

2 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。以下の事業等のリスクは、すべての事業活動上又は投資判断上のリスクを網羅しているものではありませんのでご注意ください。

(1) 法的規制リスク

許可の新規取得と更新について

廃棄物処理法とは、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする法律であり、他社の廃棄物の処理を業として行う者は、都道府県等による許可の取得が必須事項であります。当社グループの主要業務である産業廃棄物収集運搬業・処分業の許可は、有効期限が5年間(優良産業廃棄物処理業者認定制度による優良認定を受けた場合は7年間)、一般廃棄物収集運搬業・処分業許可の有効期間は2年間であり、事業継続には許可の更新が必要となります。新規取得及び更新時において、産業廃棄物収集運搬業・処分業においては廃棄物処理法第14条第5項及び第10項、一般廃棄物収集運搬業・処分業においては廃棄物処理法第7条第5項及び第10項に記載されている基準に当社が適合していると認められない場合、許可の新規取得の申請が却下されたり、更新がされない可能性があります。

現在、当社グループは当該基準に適合しておりますので、産業廃棄物収集運搬業・処分業、一般廃棄物収集運搬業・処分業の更新許可を取得しており、許可の新規取得の申請が却下されたり、更新がされない事由はありません。万一、当該基準に当社グループが適合しなくなった場合は許可の新規取得の申請が却下されたり、更新がされないため、当社グループの事業活動は事実上停止状態となり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

また、事業範囲の変更及び他地域での事業開始並びに処理施設の新設・増設に関しても、許可の変更申請、施設の設置許可の取得等が必要となります。この場合において、申請したにも関わらず許可基準に適合していると認められないときは、事業が開始できない可能性があり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

当社グループの事業活動の停止及び取消し要件について

廃棄物処理法には収集運搬業・処分業許可についての停止要件並びに取消し要件が定められております。不法投棄、マニフェスト虚偽記載等の違反行為、処理施設基準の違反、申請者の欠格要件等に関しては事業の停止命令あるいは許可の取消しという行政処分が下される可能性があります。これらの要件に当社グループが該当する可能性がある場合、当社グループに対し、指導、改善命令、措置命令、事業停止等の行政処分がなされることになり、改善が認められない場合等、許可の取消し処分が下される可能性があり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。また当社グループが今後、リサイクル事業を拡大する際にも廃棄物処理法における許認可の取得が前提となり、当社グループが廃棄物処理業許可の停止並びに取消し要件に該当した場合、新規の許可取得は不可能となります。このような事態が発生した場合、リサイクル事業からの撤退を含めた経営判断を迫られ、当社グループの事業展開は大きく影響を受けることになり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

現在、当社グループは当該基準に抵触して許可の停止及び取消し要件に該当する事由はございません。万一、当該基準に当社グループが該当した場合は許可の停止及び取消し処分となり、当社グループの事業活動は事実上停止状態となり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(当社)

認可年月日	許認可等の名称	所管官庁等	許認可等の内容	許可番号	有効期限
2020年10月1日	一般廃棄物収集運搬業許可	東京23区 各区	収集運搬・処分事業	77号	2022年9月30日
2019年7月1日	一般廃棄物処分業許可	足立区	収集運搬・処分事業	第1358号	2021年6月30日
2018年8月23日	産業廃棄物収集運搬業許可	東京都	収集運搬・処分事業	第13-10-002721号	2025年8月22日
2019年11月21日	産業廃棄物収集運搬業許可	神奈川県	収集運搬・処分事業	第01402002721号	2024年10月29日
2016年7月14日	産業廃棄物収集運搬業許可	埼玉県	収集運搬・処分事業	第01101002721号	2021年6月28日
2017年8月16日	産業廃棄物収集運搬業許可	千葉県	収集運搬・処分事業	第01200002721号	2022年6月30日
2019年5月30日	産業廃棄物収集運搬業許可	茨城県	収集運搬・処分事業	第00801002721号	2024年4月5日
2019年3月31日	産業廃棄物収集運搬業許可	栃木県	収集運搬・処分事業	第00900002721号	2024年3月30日
2019年3月31日	産業廃棄物収集運搬業許可	宇都宮市	収集運搬・処分事業	第08400002721号	2024年3月30日
2019年4月21日	産業廃棄物収集運搬業許可	群馬県	収集運搬・処分事業	第01000002721号	2024年4月20日
2019年8月4日	産業廃棄物収集運搬業許可	山梨県	収集運搬・処分事業	第01900002721号	2024年8月3日
2015年12月24日	産業廃棄物処分業許可	東京都	収集運搬・処分事業	第13-20-002721号	2022年12月23日
2017年7月5日	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可	東京都	収集運搬・処分事業	第13-50-002721号	2024年7月4日
2020年8月7日	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可	埼玉県	収集運搬・処分事業	第01151002721号	2025年7月3日
2019年11月21日	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可	神奈川県	収集運搬・処分事業	第01450002721号	2024年11月20日
2017年3月30日	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可	千葉県	収集運搬・処分事業	第01250002721号	2022年1月30日
2019年5月30日	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可	茨城県	収集運搬・処分事業	第00851002721号	2024年5月29日
2019年6月14日	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可	群馬県	収集運搬・処分事業	第01050002721号	2024年6月13日
2019年5月23日	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可	栃木県	収集運搬・処分事業	第00950002721号	2024年5月22日
2019年7月25日	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可	山梨県	収集運搬・処分事業	第01950002721号	2024年7月24日
1997年12月12日	廃棄物再生事業者登録 (千住リサイクルセンター)	東京都	リサイクル事業	第1号	
2000年11月16日	廃棄物再生事業者登録 (鹿浜リサイクルセンター)	東京都	リサイクル事業	第204号	
2008年3月3日	廃棄物再生事業者登録 (入谷リサイクルセンター)	東京都	リサイクル事業	第205号	
2020年6月24日	古物商許可	東京都公安委員会	リサイクル事業	第306682006472号	
2002年1月24日	一般貨物自動車運送事業	国土交通省	収集運搬・処分事業	関自振第1741号	

(株式会社ヨドセイ)

認可年月日	許認可等の名称	所管官庁等	許認可等の内容	許可番号	有効期限
2021年4月1日	一般廃棄物収集運搬業許可	東京23区 各区	収集運搬・処分事業	第203号	2023年3月31日
2016年11月11日	産業廃棄物収集運搬業許可	東京都	収集運搬・処分事業	第13-10-018096号	2021年10月31日
2016年7月26日	産業廃棄物収集運搬業許可	埼玉県	収集運搬・処分事業	第01101018096号	2021年7月7日
1972年8月4日	一般貨物自動車運送事業	国土交通省	収集運搬・処分事業	72東陸自2貨2 第1907の49号	

その他配慮すべき法令について

その他、当社グループが事業を行う上で配慮すべき主要な法的規制は、次に記載のとおりであります。当社グループがこれらの規制に抵触することになった場合には、事業の停止命令や許可の取消し等の行政処分を受ける可能性があり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

規制法	目的及び内容	監督官庁
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 (フロン排出抑制法)	オゾン層の保護及び地球温暖化の防止を目的として、フロン類の大気中への排出を抑制するため、フロン類の使用の合理化及び、特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する指針、フロン類及びフロン類使用製品の製造業者等、特定製品の管理者の責務等を定めるとともに、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化のための措置等を講じ、もって国民の健康を確保することを目的としています。	環境省
消防法	火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを目的としております。	総務省
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 (東京都環境確保条例)	環境への負荷を低減するための措置を定めるとともに、公害の発生源について必要な規制及び緊急時の措置を定めること等により、都民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要な環境を確保することを目的としております。	東京都環境局
道路運送法	道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとし、道路運送の分野における利用者の需要の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することにより、輸送の安全を確保し、道路運送の利用者の利益の保護及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もって公共の福祉を増進することを目的としております。	国土交通省
貨物自動車運送事業法	貨物自動車運送事業の運営を適正かつ合理的なものとするとともに、貨物自動車運送に関するこの法律及びこの法律に基づく措置の遵守等を図るための民間団体等による自主的な活動を促進することにより、輸送の安全を確保するとともに、貨物自動車運送事業の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的としております。	国土交通省
大気汚染防止法	人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、「環境基準」が環境基本法において設定されており、この環境基準を達成することを目標に、大気汚染防止法に基づいて規制を実施しています。固定発生源(工場や事業場)から排出又は飛散する大気汚染物質について、物質の種類ごと、施設の種類・規模ごとに排出基準等が定められており、大気汚染物質の排出者等はこの基準を守らなければなりません。	環境省
ダイオキシン類対策特別措置法	ダイオキシン類の発生源、環境汚染、人への暴露等に関する科学的な知見の充実を図りつつ、人の健康及び生態系への影響の未然防止の観点に立ってダイオキシン対策を推進していくことを目的としております。	環境省

水質汚濁防止法	施設の破損などの事故が発生し、有害物質等が河川等の公共用水域や地下に排出されたことにより、人の健康や生活環境に被害を生ずるおそれがあるときには、事故時の措置(応急の措置を講じるとともに、その事故の状況等を都道府県知事等に届け出る)をとることを義務付けています。	環境省
悪臭防止法	規制地域内の工場・事業場の事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行うこと等により生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としています。	環境省
騒音規制法	工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としています。	環境省
振動規制法	工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としています。	環境省
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)	食品の売れ残りや食べ残しにより、又は食品の製造過程において大量に発生している食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用するため、食品関連事業者(製造、流通、外食等)による食品循環資源の再生利用等を促進することを目的とします。	環境省 農林水産省
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	特定建設資材(コンクリート(プレキャスト板等を含む。)、アスファルト・コンクリート、木材)を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって一定規模以上の建設工事(対象建設工事)について、その受注者等に対し、分別解体等及び再資源化等を行うことを義務付けています。	環境省 国土交通省

(2) 当社グループの事業所用地について

当社グループは東京都豊島区に当社本社、東京都足立区に当社足立支社及び当社入谷リサイクルセンター並びに埼玉県和光市に株式会社ヨドセイの和光事務所を有しておりますが、用地の一部を賃借しております。現時点において、用地の貸主と当社グループの関係は良好で、賃貸条件の変更や更新拒絶がなされる可能性は低いものと考えておりますが、貸主の事情により、当該用地が第三者に売却された場合等においては、賃借料の値上げ等の条件変更がなされるケース、期間満了後に契約更新されないケースが発生する可能性は否定できません。契約の更新がなされない場合、解除その他の理由により当社グループの処理施設の事業所用地に関する賃貸借契約が終了した場合には、代替の事業所用地を確保することは困難を伴うことが予想され、当社グループの事業継続が困難となり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。また、新しい事業所用地の確保には各種許可や自治体との事前協議等が必要であり、万一移転等の必要性が発生した場合、移転先での操業開始には長期の手続き期間が発生し、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。今後、長期間の賃貸借契約の締結等、安定的な事業基盤の形成に努める方針であります。現時点ではかかる安定的な事業所用地の確保が保証されるものではありません。

(3) 市場動向と競合について

当社グループの主力事業分野には大きな市場占有率を持つ全国的な企業が存在せず、地域別に中小・中堅企業が多数存在し競合しております。当社グループは主に首都圏を基盤として総合廃棄物処理業を営んでおりますが、同業者はそれぞれの得意分野・地域を持ち、価格、サービスを競っております。

今後は、法的規制を背景にした環境対応や廃棄物リサイクルへのニーズの高まりにより、より高度な廃棄物処理と再資源化が求められていることから、大規模な設備投資が出来る資金力、ノウハウ、あるいは廃棄物の排出者からリサイクル品の利用先まで含めた総合的な廃棄物の循環処理サービスの体制を構築することが重要になってくるものと予測しております。当社グループはこの社会的ニーズを取り込んだ事業展開を目指しておりますが、他産業からの新規参入や業界再編成といった事業環境の変化が、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(4) 資源の市場環境について

当社グループは、リサイクル事業において鉄、非鉄金属、プラスチック樹脂、紙資源等を販売しております。これらの資源の価格は、国内及び世界的な需給の状況や投機等の動向に影響を受けることから、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(5) 入札について

当社グループでは、行政受託事業において、行政各区が定期的に行う入札案件を継続的に落札している案件もあります。しかしながら、競合他社との競争により大型の入札案件を落札できなかった場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(6) 処理業者と処理費用について

当社グループでは、各事業において処分する際に発生した廃棄物の処理を委託できる外部処理業者に限りがあります。これらの業者の経営状態が不安定となったり、処理費用が高騰した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(7) 人材の確保育成について

当社グループにおいては、有能な人材の確保・育成が不可欠となりますが、優秀な人材の確保・育成ができない場合又は優秀な人材が社外に流出した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(8) 子会社の労働組合について

連結子会社である株式会社ヨドセイにおいて組織されている労働組合との労使関係が不安定化した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(9) 配当について

当社は利益配分について、将来の事業展開と経営体質の強化の為に必要な内部留保を確保しつつ、株主に対し安定的な配当を行うことを基本方針としております。しかしながら、業績の低迷等により安定的な配当が維持できなくなる可能性があります。

(10) 自然災害・感染症・火災・事故等への対応について

当社グループは、主要な営業基盤及び中間処理リサイクルセンターが東京23区に集中しており、大規模な台風、地震等の自然災害や感染症の流行に見舞われて被害を受けた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。また、重大な労働災害、設備事故等が発生した場合には、操業に支障が生じ、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

なお、2020年年初に顕在化した新型コロナウイルスの感染拡大は世界中に蔓延しており、当社グループは感染拡大を防止するため、徹底した衛生管理を実施しております。しかしながら、さらに感染が拡大した場合、従業員の感染によるリサイクルセンターの操業停止等の業務への悪影響を始めとして、当社グループの事業運営、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 情報管理について

当社グループは、事業者より収集運搬されてきた機密情報を含むカード、メディア(機密媒体)及び機密書類をリサイクルできるように選別し、専用のシュレッダーで処理し、資源物として出荷しております。機密媒体や機密書類は当社入谷リサイクルセンターの機密情報処理室において一括して処理が行われており、機密情報処理室においては入室を制限したり監視カメラを設置するなど、厳しい情報管理体制をとっております。また、機密情報管理規程の運用や従業員への定期的な研修活動などを通じて、適切な情報管理体制の構築に努めております。しかしながら、係る情報管理体制が当社の想定どおりに運用されず、機密媒体や機密書類に係る機密情報が漏洩した場合には、当社グループへ損害賠償責任が生じることにより当社の信用力が毀損し、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(12) 投資有価証券について

当社グループは、営業上の取引関係維持等のため各事業年度の資金計画に基づき余剰資金の一部を投資有価証券により運用しております。投資有価証券への投資に際しては、定期的な時価や発行体の財務状況等を把握するなど、その安全性にも十分留意しております。しかしながら、株式市場における大幅な株価下落、金利や為替レートの変動により投資価値が大幅に減少した場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(13) 固定資産の減損について

当社グループは、「固定資産の減損に係る会計基準」を適用しております。当社グループが有する固定資産について、今後収益性が悪化した場合や市場価格等が著しく低下した場合は、減損損失を認識すべき資産について減損処理をすることがあり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(14) 繰延税金資産について

当社グループは、将来の事業計画に基づく課税所得を合理的に見積り、回収可能性があると判断した将来減算一時差異等について繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合には、将来における一時差異の解消金額や繰延税金資産の計上額が変動し、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大により二度の緊急事態宣言が発令される等、内外需ともに歴史的な落ち込みとなりました。また、世界経済においては、長期化する国際的な通商問題の影響に加え、新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応策により、債務を急増させている政府部門と非金融部門における債務バブル崩壊がおこる等様々な景気下振れリスクに直面しております。

当社グループの主要業務である廃棄物処理業につきましては、循環型社会形成の推進及び資源の有効利用促進といった、環境保全や法令遵守において当業界に対する社会的要求の高まりに応える努力と変革が求められており、また、コロナ禍において政府が定めた「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」により、緊急事態宣言時においても国民の安定的な生活の確保や社会の安定の維持のため、十分な感染防止策を講じつつ、事業を継続することが求められております。

このような経営環境の下、一般廃棄物及び産業廃棄物の収集運搬処分業務を主業とし、より厳格なコンプライアンスや適正処理の推進、顧客ニーズに合致する営業活動と業容の拡大に取り組んでまいりました。また、徹底した原価低減を継続しましたが、新型コロナウイルス感染拡大に伴う一部顧客の休業又は営業時間短縮等によるごみ収集量の減少や当業界における資源相場の変動等の影響を受けることとなりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は11,002,265千円（前年同期比4.2%減）となりました。営業利益は896,312千円（前年同期比11.1%増）、経常利益は937,185千円（前年同期比14.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は618,224千円（前年同期比8.4%増）となりました。

当社グループは単一セグメントであります。事業区分別の売上高は、収集運搬・処分事業では、7,603,455千円（前年同期比6.8%減）、リサイクル事業では、741,322千円（前年同期比21.2%減）、行政受託事業では、2,657,487千円（前年同期比11.1%増）となりました。

当連結会計年度の財政状態は、流動資産が5,849,214千円（前連結会計年度末比229,785千円増）、固定資産14,996,608千円（前連結会計年度末比140,087千円増）、流動負債2,042,626千円（前連結会計年度末比225,034千円増）、固定負債3,027,578千円（前連結会計年度末比362,021千円減）、純資産15,775,618千円（前連結会計年度末比506,860千円増）となりました。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の期末残高は、前連結会計年度の期末残高に比べ、155,718千円増加し、3,521,928千円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、1,549,225千円の収入となりました（前連結会計年度は872,391千円の収入）。

投資活動によるキャッシュ・フローは、539,982千円の支出となりました（前連結会計年度は671,846千円の支出）。

財務活動によるキャッシュ・フローは、853,524千円の支出となりました（前連結会計年度は730,082千円の支出）。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社グループは生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

b. 受注実績

当社グループは受注生産を行っておりませんので、該当事項はありません。

c. 販売実績

当連結会計年度における販売実績は、次のとおりであります。なお、当社グループは総合廃棄物処理事業の単一セグメントであるため、事業区分別に記載しております。

区分	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	前年同期比 (%)
収集運搬・処分事業(千円)	8,157,087	7,603,455	6.8
リサイクル事業(千円)	940,906	741,322	21.2
行政受託事業(千円)	2,392,330	2,657,487	11.1
合計(千円)	11,490,323	11,002,265	4.2

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社グループの当連結会計年度の経営成績は、次のとおりです。

(売上高)

当社グループのメイン事業である収集運搬・処分事業の売上高は、ごみ収集量が減少した結果、前期に比べ6.8%減の7,603,455千円、リサイクル事業は、資源相場が昨年に比べ下落したため、前期に比べ21.2%減の741,322千円、行政受託事業は、家庭ごみの増加及び家庭からの不燃ごみ選別資源化取引の拡充の結果、前期に比べ11.1%増の2,657,487千円となりました。

当社グループは、「売上高」を経営上の目標の達成状況を判断するための最重視する指標としておりますが、当連結会計年度の売上高は、資源相場が回復し始めたこと等により計画値10,899,898千円をやや上回りました。

(計画比0.9%増)

(売上原価、売上総利益)

当連結会計年度の売上原価は、前連結会計年度に比べ476,165千円減少し、9,045,179千円(前年同期比5.0%減)となりました。主な要因は、新型コロナウイルス感染拡大の影響によりごみ処理量が減少したことに伴い、処理費・仕入費が381,568千円減少し、燃料費及び消耗品等の経費が89,664千円減少したことであります。

以上の結果、売上総利益は前連結会計年度に比べ11,893千円減少し、1,957,085千円(前年同期比0.6%減)となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は、前連結会計年度に比べ101,318千円減少し、1,060,773千円(前年同期比8.7%減)となりました。主な要因は、人件費の減少37,935千円及び消耗品及び交際費等の経費の減少63,382千円であります。

以上の結果、営業利益は前連結会計年度に比べ89,424千円増加し、896,312千円(前年同期比11.1%増)となりました。

収益性向上の指標としている営業利益率は、8.1%と高い水準を維持いたしました。また、生産性向上の指標としている人件費率は、45.6%と想定範囲内となりました。

(営業外損益、経常利益)

当連結会計年度の営業外収益は、前連結会計年度に比べ14,805千円増加し、61,779千円(前年同期比31.5%増)となりました。主な要因は、新型コロナウイルス関連の雇用調整助成金18,837千円があったこと等でありま
す。また、営業外費用は前連結会計年度に比べ11,190千円減少し、20,906千円(前年同期比34.9%減)となりま
した。主な要因は、雑損失が6,625千円及び支払利息が4,480千円それぞれ減少したこと等でありま
す。

以上の結果、経常利益は前連結会計年度に比べ115,420千円増加し、937,185千円(前年同期比14.0%増)とな
りました。

(特別損益、親会社株主に帰属する当期純利益)

当連結会計年度の特別利益は、前連結会計年度に比べ14,160千円増加し、27,905千円(前年同期比103.0%増)
となりました。主な要因は、投資有価証券売却益の増加17,101千円等でありま
す。また、特別損失は前連結会計年度に比べ39,453千円増加し、42,280千円(前年同期比1,395.6%増)とな
りました。主な要因は、固定資産除却
損の増加39,293千円等でありま
す。

以上の結果、税金等調整前当期純利益は、前連結会計年度に比べ90,127千円増加し、922,810千円(前年同期比
10.8%増)となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度に比べ47,772千円増加
し、618,224千円(前年同期比8.4%増)となりました。

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因として、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記
載の各種リスクを適切に管理していくことが大切であると考えております。第一義的に、当社グループを取り巻
く各種法的規制の遵守を徹底していくことが、顧客の維持及び開拓の為に重要であると認識しております。

当社グループの当連結会計年度の財政状態は、次のとおりです。

(流動資産)

当連結会計年度末における流動資産は、5,849,214千円となり、前連結会計年度末に比べ、229,785千円増加
いたしました。主な要因は、現金及び預金が150,720千円、売掛金が63,220千円増加したことでありま
す。

(固定資産)

当連結会計年度末における固定資産は、14,996,608千円となり、前連結会計年度末に比べ、140,087千円増加
いたしました。主な要因は、保険積立金が94,215千円増加したこと及び評価替え等により投資有価証券が93,344千
円増加したことでありま
す。

(流動負債)

当連結会計年度末における流動負債の残高は2,042,626千円となり、前連結会計年度末に比べ225,034千円増加
いたしました。主な要因は、未払消費税の増加等により流動負債その他が190,184千円増加したことでありま
す。

(固定負債)

当連結会計年度末における固定負債の残高は3,027,578千円となり、前連結会計年度末に比べ362,021千円減少
いたしました。主な要因は、約定返済により長期借入金337,652千円減少したことでありま
す。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産の残高は15,775,618千円となり、前連結会計年度末に比べ506,860千円増加
いたしました。主な要因は、親会社株主に帰属する当期純利益618,224千円及び配当金の支払174,585千円により利
益剰余金が443,638千円増加したことでありま
す。

安全性向上のための指標としている「純資産比率」及び「負債比率」は、それぞれ75.7%、32.1%と良好な水
準となっております。また、設備投資の際に合わせて検討する指標としている「D.C.R」及び「EBITDA比率」は、
それぞれ7.7%、93.8%となり、十分な設備投資余力はであると判断しております。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社グループの当連結会計年度のキャッシュ・フローは、次のとおりです。

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の期末残高は、前連結会計年度の期末残高に比べ、155,718千円増加し、3,521,928千円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前当期純利益が922,810千円となったこと及び減価償却費603,852千円等により、1,549,225千円の収入となりました(前連結会計年度は872,391千円の収入)。

投資活動によるキャッシュ・フローは、鹿浜リサイクルセンター既存建物建替え工事等の有形固定資産の取得による支出440,709千円及び保険積立金の積立による支出124,451千円等により、539,982千円の支出となりました(前連結会計年度は671,846千円の支出)。

財務活動によるキャッシュ・フローは、長期借入金の返済による支出345,505千円、ファイナンス・リース債務の返済による支出257,268千円、配当金の支払による支出174,626千円等により、853,524千円の支出となりました(前連結会計年度は730,082千円の支出)。

当社グループの資本の財源及び資金の流動性については、当連結会計年度において、リサイクルセンター建設他の設備投資を614,680千円実施しましたが、営業活動による資金収入1,549,225千円及び投資活動による資金支出539,982千円、財務活動による資金支出853,524千円等により、現金及び現金同等物が前連結会計年度末に比べ155,718千円増加し3,521,928千円となりました。次期（2022年3月期）の重要な資本的支出の予定は、鹿浜リサイクルセンターの既存建物建替えによる設備投資で約3億円等の合計約5億円であり、以降も経済合理性を踏まえて必要な設備投資を実施してまいります。その財源としての現金及び預金残高は当面の設備投資を十分に賄える水準であり、資金の流動性についても問題のないものと認識しております。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成に当たりまして、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。これらの見積りについては、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りとは異なる場合があります。

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積りのうち、重要な会計方針及び見積りの詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載しております。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当社グループでは、廃棄物処理施設の増強、各処理工程の機能充実・強化、リサイクルに対する高い需要対応等を目的とした設備投資を継続的に実施しております。当連結会計年度の設備投資の総額は614,680千円であり、その主なものは収集車両の新規リース契約等の購入168,639千円、鹿浜リサイクルセンターの既存建物建替え工事339,712千円等であります。

当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

なお、当社グループは総合廃棄物処理事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を省略しております。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2021年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
		建物	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他	合計	
本社 (東京都豊島区)	本社機能	9,592	- [743.48]	-	56,240	65,832	50 (66)
足立支社 (東京都足立区)	事務所	140,971	1,174,764 (5,999.40) [8,063.96]	315,502	129,660	1,760,898	303 (36)
千住リサイクルセンター (東京都足立区)	総合廃棄物 処理設備	21,016	1,147,908 (2,897.09)	-	27,294	1,196,219	5 (26)
大森リサイクルセンター (東京都大田区)	総合廃棄物 処理設備	48,315	645,483 (1,716.77)	39,146	46,470	779,416	4 (20)
入谷リサイクルセンター (東京都足立区)	総合廃棄物 処理設備	6,730	- [6,830.10]	24,961	16,758	48,449	7 (32)
鹿浜リサイクルセンター (東京都足立区)	総合廃棄物 処理設備	545,274	992,355 (4,271.65)	68,053	289,195	1,894,878	6 (19)
新鹿浜リサイクルセンター (東京都足立区)	総合廃棄物 処理設備	130,708	510,000 (2,085.50)	2,782	14,143	657,633	9 (20)
城南島リサイクルセンター (東京都大田区)	総合廃棄物 処理設備	129,480	1,193,247 (2,814.99)	-	8,054	1,330,782	3 (5)
板橋リサイクルセンター (東京都板橋区)	総合廃棄物 処理設備	339,269	960,888 (3,361.52)	55,866	112,659	1,468,684	6 (21)

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3. 帳簿価額のうち、「その他」は、構築物、機械装置及び運搬具、工具器具備品、ソフトウェア、電話加入権であります。

4. 建物及び土地の一部を賃借しております。年間賃借料は240,547千円であります。

なお、賃借している土地の面積は[]で外書きしております。

5. 従業員数の()は、当連結会計年度末の臨時雇用者数を外書しております。

6. 入谷リサイクルセンターは、第1入谷リサイクルセンターと第2入谷リサイクルセンターの合算で記載しております。

7. 当社グループは総合廃棄物処理事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を省略しております。

(2) 国内子会社

2021年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
		建物	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他	合計	
本社 (東京都豊島区)	本社機能	18,607	2,190,000 (2,485.16)	15,039	67,209	2,290,857	32 (73)
和光事務所 (埼玉県和光市)	事務所	17,312	- [1,995.35]	10,969	7,326	35,608	24 (37)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 3. 帳簿価額のうち、「その他」は、構築物、機械装置及び運搬具、工具器具備品、ソフトウェア、電話加入権であります。
 4. 建物及び土地の一部を賃借しております。年間賃借料は21,655千円であります。
 なお、賃借している土地の面積は[]で外書きしております。
 5. 従業員数の()は、当連結会計年度末の臨時雇用者数を外書しております。
 6. 当社グループは総合廃棄物処理事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を省略しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)				
鹿浜リサイクルセンター (東京都足立区)	粗大ごみ選別 プラント	726,860	416,860	増資資金による調達資 金及び自己資金	2020年3月	2022年3月	粗大ごみ破碎 40 t / 日

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 2. 当社グループは総合廃棄物処理事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	50,000,000
計	50,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2021年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2021年6月25日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	15,871,400	15,871,400	東京証券取引所 (市場第二部)	単元株式数は100株であります。
計	15,871,400	15,871,400		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2017年6月11日 (注)1	14,058,000	14,200,000		247,970		236,825
2017年12月24日 (注)2	1,000,000	15,200,000	346,875	594,845	346,875	583,700
2018年1月23日 (注)3	671,400	15,871,400	232,891	827,736	232,891	816,591

(注) 1. 株式分割(1:100)によるものであります。

2. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 750円

引受価額 693.75円

資本組入額 346.875円

3. 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

割当価格 693.75円

資本組入額 346.875円

割当先 野村證券株式会社

(5) 【所有者別状況】

2021年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)		5	17	59	24	2	2,805	2,912	
所有株式数(単元)		17,088	1,436	20,203	33,144	8	86,821	158,700	1,400
所有株式数の割合(%)		10.77	0.90	12.73	20.88	0.01	54.71	100.00	

(注) 自己株式42株は、「単元未満株式の状況」に含めて記載しております。

(6) 【大株主の状況】

2021年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
藤居秀三	東京都豊島区	2,500,000	15.75
THE SFP VALUE REALIZATION MASTER FUND LTD. (常任代理人 立花証券株式会社)	P.O BOX 309 UGLAND HOUSE, GEORGE TOWN, GRAND CAYMAN KY 1-1104, CAYMAN ISLANDS (東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番14号)	1,766,100	11.13
要興業社員持株会	東京都豊島区池袋二丁目14番8号 池袋エヌエスビル	1,215,700	7.66
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号 日本生命証券管理部内	850,000	5.35
大星ビル管理株式会社	東京都文京区小石川四丁目22番2号	750,000	4.72
大星ビルメンテナンス株式会社	東京都文京区小石川四丁目22番2号	750,000	4.72
THE CHASE MANHATTAN BANK, N.A. LONDON SPECIAL OMNIBUS SECS LENDING ACCOUNT (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND (東京都港区港南二丁目15番1号 品川インターシティA棟)	627,900	3.95
STATE STREET CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM44 (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	P.O. BOX 1631 BOSTON, MASSACHUSETTS 02105-1631 (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	429,900	2.70
藤居幸弥	東京都杉並区	350,000	2.20
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	300,000	1.89
計		9,539,600	60.11

(注) 1. 前事業年度末において主要株主でなかったシンフォニー・フィナンシャル・パートナーズ(シンガポール)ピーティーイー・リミテッドは、当事業年度末では主要株主となっております。

- (注) 2. 持株比率は自己株式42株を控除して計算しております。
3. 2021年5月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、2021年4月26日現在でシンフォニー・フィナンシャル・パートナーズ(シンガポール)ピーティーイー・リミテッドが以下の株式を所有している旨が記載されておりますが、当社として2021年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
- なお、その変更報告書(特例対象株券等)の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
シンフォニー・フィナンシャル・パートナーズ(シンガポール)ピーティーイー・リミテッド	シンガポール 048624、UOBプラザ #24-21、ラッフルズ・プレイス80	3,309,700	20.85

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2021年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 15,870,000	158,700	単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 1,400		一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	15,871,400		
総株主の議決権		158,700	

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	42	40
当期間における取得自己株式		

(注) 当期間における取得自己株式には、2021年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買い取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他()				
保有自己株式数	42		42	

(注) 当期間における保有自己株式数には、2021年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買い取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は利益配分について、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。現状では、配当性向30%程度とすることが、成長戦略と株主への還元の最適バランスであると考えております。

当社の剰余金の配当は、中間配当をすることができる旨を定款で定めておりますが、年1回の期末配当を基本的な方針としております。なお、配当の決定機関は、中間配当、期末配当共に取締役会であります。(第46期定時株主総会において、中間配当及び期末配当の決定機関は取締役会とする旨の承認を得ております。)

当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき1株当たり11円の配当を実施することを決定しました。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、今まで以上にコスト競争力を高め、一層の経営基盤の強化と業績の向上を図るために有効投資してまいりたいと考えております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)
2021年5月24日 取締役会決議	174,584	11.00

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、透明性が高く、効率的で健全な企業活動を目指すことを基本方針としております。この方針を実現するために、コーポレート・ガバナンスの重要性を十分認識するとともにコンプライアンスを強化し、株主・顧客・企業価値を最大化すべく体制の整備・構築に努めております。

具体的には、経営に透明性・効率性及び健全性を高めるとの視点から、経営の意思決定、職務執行及び監督、並びに内部統制等について適切な体制を整備・構築し、必要な施策を実施することにより、法令・規程・社内ルールに則った業務執行を組織全体において徹底しております。また、社外監査役が取締役会に出席する等により、独立した立場から経営の意思決定と執行を監視しております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ 企業統治の体制の概要

当社における企業統治の体制は、監査役会制度採用により、株主総会のほか、取締役会、監査役会、会計監査人を会社の機関として置いております。

a. 取締役会

当社の取締役会は、定例の取締役会を毎月1回、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

- ・目的及び権限 経営方針その他の経営に関する重要事項の審議・決定、取締役の職務の執行の監督
- ・構成員の氏名

議長 代表取締役社長 木納孝、代表取締役会長 藤居秀三、常務取締役 松浦義忠、常務取締役 岡田卓也、取締役 坂原謙二、取締役 安藤雅弘、取締役 石原浩、取締役 村木宣彦、取締役 齊藤陽三（社外取締役） 以上9名（うち社外取締役1名）

また、監査役3名も取締役会に出席して、取締役の職務の執行状況について、法令・定款に違反していないことのチェックを行うとともに、必要に応じて意見を述べております。

b. 監査役会

当社は監査役会設置会社であり、監査役3名のうち社外監査役は2名で構成されており、定例の監査役会を毎月1回開催しております。監査役全員は、取締役会に出席する他、常勤監査役はその他の重要な会議に出席して、取締役等の意見聴取や資料の閲覧、主要な事業所等での往査等を通じて取締役の業務執行の適法性・妥当性を監査しております。監査役会では、こうして得られた情報・報告等に基づき、監査役全員で協議しております。

- ・目的 監査方針の決定、業務及び財産の状況の調査等
- ・権限 会社の業務全体の監査、その他の監査役の職務の執行に関する事項の決定
- ・構成員の氏名

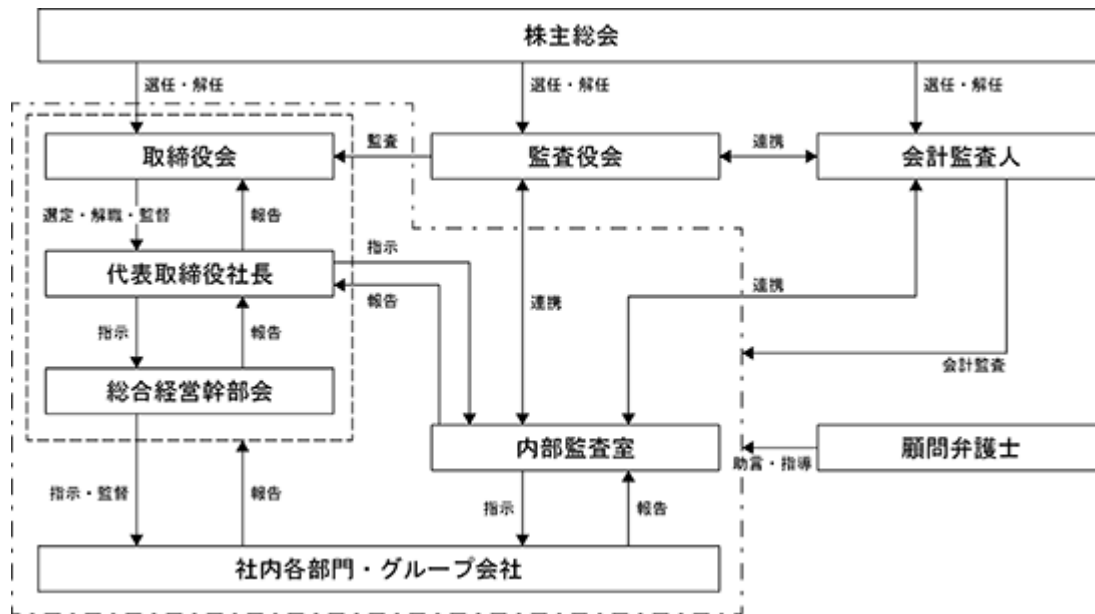
常勤監査役 黒崎誠（社外監査役）、監査役 村谷晃司（社外監査役）、監査役 今井正美（社外監査役）

以上3名（社外監査役3名）

ロ 企業統治の体制を採用する理由

当社は事業内容及び会社規模等に鑑み、執行機能と管理監督・監査機能のバランスを効果的に発揮する観点から、前記イの体制が当社にとって最適であると考えため採用しております。

なお、当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は次のとおりです。



八 企業統治に関するその他の事項

(内部統制システムの整備の状況)

当社は、会社経営の透明性及び業務の適正化を確保するための組織体制が重要であると考えておりますので、その基本方針に基づいた体制の整備、運用を行っております。その概要は以下であります。

- a. 取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) コンプライアンス管理規程を遵守し、内部通報制度を周知し、法令定款違反行為を未然に防止し、必要に応じて、外部の専門家等を起用し法令遵守の研修等を行い、取締役が率先して行動する。
 - (b) 取締役が他の取締役の法令定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役及び取締役会に報告する等、相互牽制の効いたガバナンス体制とする。
 - (c) 監査基準及び監査計画に基づき、監査役は、取締役の職務執行状況を監査する。
 - (d) 特に、反社会的勢力との関係については、取締役自らが襟を正し、反社会的勢力を排除する。
- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (a) 文書等の作成、保存、管理等に関する基本的事項を文書取扱規程に定め、法令により義務付けられている重要な書類も含め各種書類の管理を行う。

- (b) 株主総会議事録、取締役会議事録は、適時適正に作成するとともに、保管場所を明示し、閲覧可能とし、取締役の職務の執行の証跡とする。
- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (a) リスク管理規程を遵守し、業務執行上の重要な意思決定に内在するリスクを、事前に各部において検討の上、総合経営幹部会並びに取締役会にて再度審議することにより損失発生を未然に防止する。
- (b) 特に、不測の危機が発生した場合には、リスク管理規程に則して、代表取締役専務を委員長とするリスクマネジメント委員会を設置し、損害の拡大を防止しこれを最小限に止めることとする。
- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 取締役会を月1回定時に開催する他、必要に応じて適宜臨時に開催し、重要事項に係る意思決定を機動的に行うことにより、取締役の業務執行状況の効率性の監督等を行う。
- (b) 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程を遵守し、それぞれの責任者及びその責任範囲、執行手続きの詳細について定め、常時閲覧可能とし、業務執行を行う。
- (c) 業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画を立案し、全社的な目標を設定し実行することとし、状況により目標の修正等に対処できることとする。
- e. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (a) コンプライアンス管理規程を遵守し、内部通報体制を周知の上、社員の法令違反の通報等が非公式の経路で行える体制とする。
- (b) 必要に応じて、外部の専門家等を起用し、法令定款違反行為を相談する等、社内で未然に防止する体制とする。
- (c) 反社会的勢力との対応は、反社会的勢力排除に関する規程を遵守し、不当要求等の被害を防止する体制とする。
- (d) 内部監査担当が定期的に行う各部門監査の中で法令遵守の状況に関する監査を行い、その実効性を確認し、必要に応じて改善指示を行うこととする。
- (e) 監査役は当社の法令遵守体制の運用に問題があると認めるときは、担当役員へ意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができることとする。
- f. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (a) 「関係会社管理規程」等に基づき、関係会社の管理担当部門及び管理責任者を定め、関係会社は一定の経営上の重要事項について管理責任者へ報告を行い、特に重要と認めた事項については当社に対して付議する体制とする。
- (b) 内部監査室は、関係会社に対しても「内部監査規程」に基づく監査を行うこととする。
- (c) 監査役は会社の監査に必要な範囲で関係会社に対して報告を求め、調査を行うことができることとする。
- g. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- (a) 監査役から補助使用人の設置を求められた場合は、取締役会は監査役職務の重要性に鑑み、補助使用人設置及びその人員について協議することとする。
- h. 補助使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (a) 補助使用人が設置された場合は、当該補助使用人の業務執行部門からの独立性に配慮することとする。
- (b) 補助使用人の評価は監査役が行い、当該人員の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役の同意を要するものとし、取締役からの独立を確保するものとする。
- i. 監査役への報告体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い直ちに監査役に報告する。
- (b) 監査役へ報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。
- (c) 監査役は、取締役会その他、重要な意思決定の過程及び職務の執行状況を把握するため、取締役会及び重要な会議に出席するとともに、業務執行に関する重要な契約書等を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることができることとする。
- (d) 監査役は、当社の監査法人より会計監査内容について説明を受けるとともに、情報交換を適宜行う等連携を図っていくこととする。

(e) 実効性確保のための内部監査担当との連携についても、日頃より助言等を行い、監査の効率性を高めることとする。

(f) 監査役は、職務の執行に必要な費用について請求することができ、当社は当該請求に基づき支払うこととする。

(リスク管理体制の整備の状況)

当社は、想定される事業上のリスクを最小限に留めるべく、経営に影響を及ぼす可能性のある経営リスク・事業リスク等を総合的に認識し、評価する体制を整備するとともに、リスク管理に関する社内規程及びリスク管理体制を体系的に制定しております。また、リスク管理体制は、経営に影響を及ぼす不測の事態が発生した場合に対応できる体制を整備しており、取締役会及び総合経営幹部会での意思決定体制及び内部監査、監査役監査、会計監査人監査等のチェック体制を厳格、適切に運用することにより、リスクを未然に防止することが可能であると考えております。

また、会計監査人との間では、会社法監査及び金融商品取引法監査について監査契約を締結し、監査人は公正不偏の立場で監査を実施しております。また、顧問弁護士には、法律上の判断が必要な場合に随時、相談・確認するなど経営に法律面のコントロール機能が働くようにしております。

(当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制)

当社と子会社の関係構築に当たっては、お互いの独立性を保ちつつ、一定の事項については当社に報告を求め、必要に応じて当社が当該子会社に対し助言を行うことにより、当社の子会社の経営管理を行っております。

当社総合経営幹部会には当社の主要子会社の社長を定期的に参加させ、その経営状況のモニタリングを適宜行っております。また、当社の子会社より当社総務部あてに一定の事項に関する報告を毎月実施することにより、牽制機能を強化しております。今後も引き続き、当社の子会社の経営管理に関する指針の文書化を進め、当社の子会社の管理体制の整備を行ってまいります。

二 責任限定契約の内容等

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役並びに会計監査人との間で、会社法第423条第1項の任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。なお、本契約に基づく責任の限度額は、金100万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額としております。

取締役に関する事項

イ 取締役の定数

当社の取締役の定数は、10名以内とする旨定款に定めております。

ロ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を持って行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議には、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

株主総会決議に関する事項

イ 取締役会で決議できる株主総会決議事項

a. 中間配当

当社は、株主への機動的な利益配分を可能にすることを目的として、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議をもって毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨、定款に定めております。

b. 剰余金の配当等

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議をもって定めることができる旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主の皆様への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

c. 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議により自己株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己株式取得を目的とするものであります。

d. 取締役等の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の同法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役等が業務遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするためであります。

□ 取締役会決議事項を株主総会では決議できない旨の定款の定め

該当事項はありません。

八 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性12名 女性 名(役員のうち女性の比率 %)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 会長	藤居 秀三	1944年12月8日	1963年4月 1965年1月 1966年8月 1972年6月 1973年4月 2020年4月	日本勸業角丸証券株式会社(現みずほ証券株式会社)入社 不二機工株式会社入社 陸上自衛隊入隊 藤居商店創業(運送業・製紙原料商) 当社設立 代表取締役社長就任 当社代表取締役会長就任(現任)	(注)3	2,500
代表取締役 社長	木納 孝	1959年9月24日	1982年4月 2003年3月 2006年2月 2008年5月 2012年2月 2012年2月 2012年6月 2020年4月	株式会社富士銀行(現株式会社みずほ銀行)入行 同行岐阜支店長 株式会社オリエントコーポレーション みずほ連携部長 株式会社みずほ銀行 横浜中央支店 支店長 当社入社 当社社長室室長 当社代表取締役専務就任 当社代表取締役社長就任(現任)	(注)3	50
常務取締役 業務部長 兼行政管理部長	松浦 義忠	1955年4月27日	1971年4月 1975年8月 1982年9月 1984年6月 1986年7月 1998年6月 2016年7月 2019年6月	東レ株式会社 岡崎事業場 入社 株式会社 金澤商店(現株式会社マルカ金澤商店)入社 中華料理東軒 入店 株式会社丸八真綿 入社 当社入社 当社取締役業務部長就任 当社取締役業務部長兼行政管理部長就任 当社常務取締役業務部長兼行政管理部長就任(現任)	(注)3	150
常務取締役 経営企画室長	岡田 卓也	1965年7月1日	1989年4月 2013年3月 2015年3月 2017年4月 2020年4月 2020年6月	日本生命保険相互会社入社 同社姫路支社支社次長 同社倉敷支社支社長 当社入社(業務出向) 内部監査室長 当社入社 内部監査室長 当社常務取締役経営企画室長就任(現任)	(注)3	
取締役 営業部長	坂原 謙二	1962年12月21日	1981年4月 1983年4月 2002年3月 2006年6月	キリンレモンサービス株式会社(現キリンビバレッジ株式会社)入社 当社入社 当社営業部長 当社取締役営業部長就任(現任)	(注)3	290
取締役 システム管理部長	安藤 雅弘	1959年2月13日	1981年4月 1994年4月 2014年6月	株式会社ときわ相互銀行(現株式会社東日本銀行)入行 当社入社 当社取締役システム管理部長就任(現任)	(注)3	100
取締役 管理部長	石原 浩	1961年5月30日	1984年4月 2001年4月 2006年10月 2012年5月 2015年2月 2016年6月	株式会社三菱銀行(現株式会社三菱UFJ銀行)入行 東京三菱証券株式会社(現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社)債券営業部担当部長 Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Luxembourg) S.A.(現 Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A.)業務企画部長 三菱UFJグローバルカスタディ・ジャパン株式会社副社長 当社入社 管理部長 当社取締役管理部長就任(現任)	(注)3	50

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役 総務部長	村木 宣彦	1962年 5月 5日	1986年 4月 2010年11月 2015年 7月 2017年 6月	株式会社富士銀行(現株式会社みずほ銀行)入行 同行飯能支店長 当社入社 総務部長 当社取締役総務部長就任(現任)	(注) 3	50
取締役	齊藤 陽三	1947年 3月13日	1968年11月 1989年 3月 2007年 3月 2015年 6月 2016年 4月 2016年 6月	株式会社三徳入社 同社店舗運営部長 同社代表取締役就任 株式会社ヨドセイ監査役就任(現任) 当社入社 顧問 当社社外取締役就任(現任)	(注) 3	
常勤監査役	黒崎 誠	1960年11月22日	1984年 4月 2003年10月 2005年 6月 2007年 2月 2009年 5月 2010年10月 2013年 1月 2013年 6月 2017年 6月	株式会社三菱銀行(現株式会社三菱UFJ銀行)入行 同行横浜支店長 同行リテール営業部次長 同行荻窪支店長 同行鎌倉支店長 同行町田支店長 三菱UFJニコス株式会社マーケティング企画部長 同社執行役員マーケティング企画部長 三菱UFJキャピタル株式会社常勤監査役	(注) 4	
監査役	村谷 晃司	1973年11月 4日	2001年10月 2001年10月 2016年 6月	第二東京弁護士会弁護士登録 遠藤・萬場総合法律事務所(現フェアネス法律事務所)入所(現任) 当社監査役就任(現任)	(注) 4	
監査役	今井 正美	1960年 1月14日	1982年 4月 2006年12月 2011年 4月 2014年 4月 2016年 4月 2018年 4月 2018年 9月	東京都入都 目黒区清掃事務所長 東京都環境局廃棄物対策部一般廃棄物対策課長 東京二十三区清掃一部事務組合建設部計画推進課長 東京二十三区清掃一部事務組合施設管理部管理課長 社会保険労務士登録 今井まさみ事務所開業(現任) 行政書士登録	(注) 4	
計						3,190

- (注) 1. 取締役 齊藤陽三氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 黒崎誠氏、村谷晃司氏及び今井正美氏は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、2021年 6月24日開催の定時株主総会終結の時から選任後 1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、2021年 6月24日開催の定時株主総会終結の時から選任後 4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 取締役齊藤陽三氏、監査役黒崎誠氏、村谷晃司氏及び今井正美氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

社外役員の状況

当社では、社外取締役1名及び社外監査役3名を選任しております。社外取締役と社外監査役個人との間に、人的関係、資本的关系又は取引関係その他利害関係はありません。

社外取締役齊藤陽三は、株式会社三徳代表取締役を務めておりました。経営者として経験を積み、内部統制やコンプライアンスに関する的確な助言を行えると判断したため選任しております。株式会社三徳とは収集運搬契約を締結しており、社外監査役を務める株式会社ヨドセイは当社の連結子会社であります。

社外監査役黒崎誠は、金融機関出身者としての豊富な経験に加え、三菱UFJニコス株式会社執行役員マーケティング企画部長及び三菱UFJキャピタル株式会社常勤監査役を歴任しております。企業経営に関する豊富な知見・経験を、当社監査体制の強化に活かすため選任しております。

社外監査役村谷晃司は、弁護士の資格を有し、会社の業務遂行の適法性、妥当性について、専門的な知識と経験を背景に、客観的かつ中立的な観点から監査を行えると判断したため選任しております。社外監査役村谷晃司が所属するフェアネス法律事務所とは顧問弁護士契約を締結しております。

社外監査役今井正美は、東京都での長年の行政経験とりわけ廃棄物行政での豊富な経験及び社会保険労務士・行政書士としての専門的見地から、当社の監査体制のさらなる強化に向けた提言及び発言が期待され、客観的かつ中立的な観点から監査を行えると判断したため選任しております。

当社は、経営の意思決定機能を持つ取締役会に対し、社外取締役を選任し、かつ監査役の過半数を社外監査役とすることで経営への監視機能を強化しております。当社の意思決定に対して、幅広い視野を持った有識者に第三者の立場から適時適切なアドバイスを受けております。

「独立役員の独立性判断基準」

当社の独立役員の独立性判断基準につきましては、「株式会社東京証券取引所の定める独立役員の資格を満たした上、一般株主と利益相反の生じるおそれのない者」としております。一般株主との利益相反の生じるおそれがあるか否かについては、資本的关系・人的関係・取引関係を十分に検証し、総合的に判断することとしております。

社外取締役及び社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役及び社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との関係は、内部監査は、内部監査室が行っており、代表取締役社長の指示の下、財務報告に係る内部統制を整備し、運用する体制構築を行い、業務活動に関して、運営状況、業務実績の有効性及び正確性、コンプライアンスの遵守状況等についての監査を通じ業務の改善及び適切な運営に向けての具体的な助言や勧告を行っております。また、内部監査室は、監査役とも密接な連携をとっており、監査役は、内部監査状況を適時に把握できる体制になっております。

監査役は、監査役会で策定した監査計画に基づいて、当社の業務全般について、常勤監査役を中心として計画的かつ網羅的な監査を実施しております。取締役会その他重要な会議に出席し、意見を述べるほか、取締役等から職務の執行状況について報告を受けております。また、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所における業務及び財産の状況を調査しております。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて往査を実施しております。監査役3名は独立機関としての立場から、適正な監視を行うため定期的に監査役会を開催し、会計監査人を含めた積極的な情報交換により連携をとっております。

また、内部監査室、監査役会及び会計監査人は、定期的に会合を実施することで情報交換及び相互の意思疎通を図っております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

イ 監査役監査の組織及び人員

当社は監査役会設置会社であり、常勤社外監査役1名、非常勤社外監査役1名、非常勤監査役1名の計3名で監査役会を構成しています。

ロ 監査役及び監査役会の活動状況

監査役会は、取締役会開催に先立ち月次で開催するほか、必要に応じて随時開催しています。当事業年度は合計16回開催し、全ての監査役は全ての監査役会に出席しております。監査役監査につきましては、監査役会規程及び監査役規程に準拠し、監査役会においては、監査方針、監査計画等を立案し、監査報告書の作成、常勤監査役の選定、会計監査人の選解任又は不再任に関する事項や、会計監査人の報酬等に対する同意等、監査役会の決議による事項について検討を行っております。各監査役は取締役会等の重要な会議への参加、代表取締役との会合を通じて、取締役の職務の執行状況について監査を行っております。常勤監査役は、上記に加え、重要な決裁書類等の閲覧、各部課に対する実地調査等を行うことにより、取締役の職務執行状況及び財産管理状況等について、監査を実施しております。また、監査役会は、会計監査人より監査計画について説明を受けるとともに、定期的に監査結果の報告並びに監査状況の説明を受け、情報の共有化を図っております。加えて、内部監査室及び監査役会は相互に監査計画を説明するとともに、監査役会は都度内部監査室より内部監査報告を受け、また適宜監査役監査の情報を内部監査室に提供するなど、内部監査室との情報共有を図っております。

内部監査の状況

内部監査につきましては、内部監査室を設け専任2名を配し、監査計画に基づき定期的に監査を実施し、内部統制システムが有効に機能していることを確認しております。監査結果を代表取締役社長に報告し、問題がある場合は代表取締役社長の承認を得て対象部門の責任者へ内部監査改善指示書を交付し、改善状況を内部監査改善報告書等に基づき確認を行うことによりフォローアップする体制で内部牽制を強化しております。また、内部監査室と会計監査人は、会計監査人の往査時に、適宜意見交換を行うことにより、相互に連携を図っております。

会計監査の状況

イ 会計監査人の状況

- a. 名称 EY新日本有限責任監査法人
- b. 継続監査期間 2016年3月期以降の6年間
- c. 業務を執行した公認会計士の氏名

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、山村竜平氏、根本知香氏であり、EY新日本有限責任監査法人に所属しております。当社はEY新日本有限責任監査法人と会社法及び金融商品取引法監査について監査契約を締結しております。

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名、会計士試験合格者等3名、その他12名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は、「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に記載されている、会計監査人の選定基準項目に従い検討を行う事を選定方針としております。また、選定にあたっては、監査役会で制定した会計監査人選定基準により検討の結果、監査法人の品質管理、独立性、監査の遂行状況及び専門性、監査報酬等の内容・水準、監査役等とのコミュニケーション、経営者等との関係等の観点から総合的に判断し、当社の会計監査人として適当と判断し、選定しております。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めています。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めており、会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると評価しております。

ロ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当すると判断した場合には会計監査人を解任し、または、会社都合の場合の他、監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障を来す事態が生じた場合には、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会に提出する議案を決定いたします。

監査報酬の内容等

イ 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	27,000		31,000	
連結子会社				
計	27,000		31,000	

- ロ 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（イを除く）
該当事項はありません。

- ハ その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容
該当事項はありません。

ニ 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、事業の規模、監査日数及び前事業年度の監査報酬等を勘案したうえで決定しております。

ホ 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社の監査役会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査時間数や人員配置などの内容、前事業年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積りの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は2021年2月12日開催の取締役会において、「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針等」について次の通り決議しております。

取締役の個人別の報酬等の額は、固定報酬と退職慰労金から構成され、株主総会において決定した取締役の報酬総額の範囲内において各取締役へ配分します。固定報酬は月例分と賞与から構成され、「役員報酬・賞与規程」の基準に従い、世間水準及び社員給与とのバランス並びに職務、資格等を考慮し、取締役会の決議を経て決定します。退職慰労金は、「役員退職慰労金規程」の規定に則り算定される金額を株主総会にて決議し、直後の取締役会の決議を経て決定します。なお、固定報酬及び退職慰労金が個人別報酬等の額の全部を占めます。

固定報酬のうち、月例分は取締役としての在任中に毎月固定額を支払い、賞与分は取締役としての在任中の6月と12月に支給します。退職慰労金は、「役員退職慰労金規程」の規定に則り算定される金額を、役員退職日以降最も早く開催される定時株主総会に付議し、株主総会決議直後の取締役会にて決議した日から2ヶ月以内に支給します。監査役報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から固定報酬と退職慰労金から構成され、株主総会において決定した監査役報酬限度額の範囲内において、監査役協議により決定します。

また、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、取締役会において決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の報酬限度額は、2017年6月27日の第45期定時株主総会において年額200百万円以内と決議されており、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち、社外取締役は2名）であります。監査役報酬限度額は、2016年6月27日の第44期定時株主総会において年額20百万円以内と決議されており、当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち、社外監査役は2名）であります。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	122,294	107,996		14,298	8
監査役 (社外監査役を除く。)	6,270	5,830		440	1
社外取締役	1,900	1,900			2
社外監査役	9,400	8,850		550	2

(注) 上記支給額のほか社外役員が当社の子会社等から受けた役員としての報酬額は2,400千円であります。

提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする純投資目的である投資株式とそれ以外を目的とする純投資目的以外の目的である投資株式に区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、中長期的な取引関係の維持、強化、連携等を通じ当社の持続的な成長、中長期的な企業価値の向上に寄与すると判断する株式を保有していく方針としております。毎年取締役会において、保有する全銘柄について保有目的、取引状況等について精査し、保有の適否について検証しております。

ロ 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	2	250,600
非上場株式以外の株式	24	469,271

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式			
非上場株式以外の株式	6	8,417	取引先持ち株会の定量増加による

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(千円)
非上場株式	1	25,000
非上場株式以外の株式		

ハ 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の 株式の 保有の 有無
	株式数(株) 貸借対照表計上額 (千円)	株式数(株) 貸借対照表計上額 (千円)		
(株)資生堂	10,000	10,000	取引関係の維持・強化	無
	74,220	63,820		
(株)ライフコーポレーション	21,507	21,507	取引関係の維持・強化	無
	72,586	64,155		
明治ホールディングス(株)	6,555	6,296	取引関係の維持・強化 取引先持ち株会の定量増加による	無
	46,675	48,355		
(株)丸井グループ	20,000	20,000	取引関係の維持・強化	無
	41,580	36,300		
カシオ計算機(株)	19,285	18,250	取引関係の維持・強化 取引先持ち株会の定量増加による	無
	40,209	27,685		
三井不動産(株)	10,000	10,000	取引関係の維持・強化	無
	25,135	18,705		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の 株式の 保有の 有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)		
京王電鉄(株)	3,364	3,169	取引関係の維持・強化 取引先持ち株会の定量増加による	無
	25,028	20,255		
東急不動産ホールディングス(株)	38,160	38,160	取引関係の維持・強化	無
	24,994	19,766		
日本たばこ産業(株)	10,000	10,000	取引関係の維持・強化	無
	21,250	19,960		
サントリー食品インターナショナル(株)	5,000	5,000	取引関係の維持・強化	無
	20,575	20,425		
(株)西武ホールディングス	10,000	10,000	取引関係の維持・強化	無
	12,200	11,880		
日本電信電話(株)	4,080	4,080	取引関係の維持・強化	無
	11,595	10,508		
京浜急行電鉄(株)	6,474	5,755	取引関係の維持・強化 取引先持ち株会の定量増加による	無
	10,819	10,457		
総合警備保障(株)	1,563	1,431	取引関係の維持・強化 取引先持ち株会の定量増加による	無
	8,175	7,531		
(株)松屋	7,745	6,107	取引関係の維持・強化 取引先持ち株会の定量増加による	無
	7,110	3,744		
イオン(株)	2,000	2,000	取引関係の維持・強化	無
	6,598	4,798		
(株)ヤマダホールディングス	10,000	10,000	取引関係の維持・強化	無
	5,970	4,310		
東京ガス(株)	2,000	2,000	取引関係の維持・強化	無
	4,925	5,112		
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	6,200	6,200	取引関係の維持・強化	無
	3,668	2,498		
第一生命ホールディングス(株)	1,400	1,400	取引関係の維持・強化	無
	2,662	1,813		
東京電力ホールディングス(株)	5,000	5,000	取引関係の維持・強化	無
	1,845	1,885		
(株)タケエイ	600	600	取引関係の維持・強化	無
	774	467		
東京ボード工業(株)	1,000	1,000	取引関係の維持・強化	無
	514	630		
(株)みずほフィナンシャルグループ	1,000	1,000	取引関係の維持・強化	無
	159	123		

(注) 定量的な保有効果については記載が困難であります。保有の合理性は、毎期、個別の政策保有株式について政策保有の意義を検証しており、2021年2月12日開催の取締役会における検証の結果、現状保有する政策保有株式はいずれも保有方針に沿った目的で保有していることを確認しております。

みなし保有株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容及び改正等を適切に把握し的確に対応するために、適切な財務報告のための社内体制構築、セミナーの参加などを通じて、積極的な専門知識の蓄積並びに情報収集活動に努めております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,333,422	4,484,142
売掛金	1,212,659	1,275,879
商品	4,966	4,388
貯蔵品	16,347	21,849
前払費用	49,368	46,684
その他	2,995	16,689
貸倒引当金	330	420
流動資産合計	5,619,429	5,849,214
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	2 1,790,694	2 1,759,257
土地	2 8,798,448	2 8,814,648
リース資産（純額）	647,143	532,321
建設仮勘定	162,793	413,412
その他（純額）	481,082	354,645
有形固定資産合計	1 11,880,162	1 11,874,284
無形固定資産		
その他	99,175	69,699
無形固定資産合計	99,175	69,699
投資その他の資産		
投資有価証券	2 767,020	2 860,365
繰延税金資産	320,700	314,613
保険積立金	1,589,098	1,683,313
その他	201,596	195,864
貸倒引当金	1,233	1,532
投資その他の資産合計	2,877,182	3,052,623
固定資産合計	14,856,520	14,996,608
資産合計	20,475,949	20,845,822

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	284,457	304,940
短期借入金	2 173,716	2 137,632
1年内償還予定の社債	40,000	-
1年内返済予定の長期借入金	2 345,505	2 337,652
リース債務	266,907	240,872
未払法人税等	103,088	225,867
賞与引当金	200,208	201,769
その他	403,707	593,892
流動負債合計	1,817,592	2,042,626
固定負債		
長期借入金	2 1,281,318	2 943,666
リース債務	430,993	334,005
繰延税金負債	681,791	678,894
退職給付に係る負債	529,048	583,720
役員退職慰労引当金	416,054	436,462
その他	50,393	50,829
固定負債合計	3,389,599	3,027,578
負債合計	5,207,192	5,070,204
純資産の部		
株主資本		
資本金	827,736	827,736
資本剰余金	1,400,341	1,400,341
利益剰余金	12,903,711	13,347,350
自己株式	-	40
株主資本合計	15,131,790	15,575,388
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	136,966	200,229
その他の包括利益累計額合計	136,966	200,229
純資産合計	15,268,757	15,775,618
負債純資産合計	20,475,949	20,845,822

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日)
売上高	11,490,323	11,002,265
売上原価	9,521,345	9,045,179
売上総利益	1,968,978	1,957,085
販売費及び一般管理費	1 1,162,091	1 1,060,773
営業利益	806,887	896,312
営業外収益		
受取利息	840	578
受取配当金	11,108	11,417
保険解約返戻金	20,303	17,169
受取保険金	4,438	-
保険事務手数料	5,274	5,152
雇用調整助成金	-	18,837
その他	5,008	8,624
営業外収益合計	46,974	61,779
営業外費用		
支払利息	25,302	20,737
その他	6,794	169
営業外費用合計	32,096	20,906
経常利益	821,765	937,185
特別利益		
固定資産売却益	2 13,140	2 10,305
投資有価証券売却益	499	17,600
その他	105	-
特別利益合計	13,744	27,905
特別損失		
固定資産売却損	3 289	3 1,535
固定資産除却損	4 1,452	4 40,745
投資有価証券評価損	1,084	-
特別損失合計	2,827	42,280
税金等調整前当期純利益	832,682	922,810
法人税、住民税及び事業税	275,638	329,316
法人税等調整額	13,407	24,730
法人税等合計	262,231	304,586
当期純利益	570,451	618,224
親会社株主に帰属する当期純利益	570,451	618,224

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日)
当期純利益	570,451	618,224
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	52,577	63,262
その他の包括利益合計	1 52,577	1 63,262
包括利益	517,873	681,486
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	517,873	681,486

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	827,736	1,400,341	12,539,588	14,767,667
当期変動額				
剰余金の配当			206,328	206,328
親会社株主に帰属する 当期純利益			570,451	570,451
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	-	-	364,123	364,123
当期末残高	827,736	1,400,341	12,903,711	15,131,790

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	189,544	189,544	14,957,211
当期変動額			
剰余金の配当			206,328
親会社株主に帰属する 当期純利益			570,451
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	52,577	52,577	52,577
当期変動額合計	52,577	52,577	311,545
当期末残高	136,966	136,966	15,268,757

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	827,736	1,400,341	12,903,711	-	15,131,790
当期変動額					
剰余金の配当			174,585		174,585
親会社株主に帰属する 当期純利益			618,224		618,224
自己株式の取得				40	40
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	443,638	40	443,598
当期末残高	827,736	1,400,341	13,347,350	40	15,575,388

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	136,966	136,966	15,268,757
当期変動額			
剰余金の配当			174,585
親会社株主に帰属する 当期純利益			618,224
自己株式の取得			40
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	63,262	63,262	63,262
当期変動額合計	63,262	63,262	506,860
当期末残高	200,229	200,229	15,775,618

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	832,682	922,810
減価償却費	596,233	603,852
のれん償却額	18,870	-
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	14,437	20,407
賞与引当金の増減額(は減少)	930	1,560
貸倒引当金の増減額(は減少)	96	389
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	28,053	54,672
受取利息及び受取配当金	11,949	11,996
受取保険金	4,438	-
支払利息	25,302	20,737
保険解約返戻金	20,303	17,169
投資有価証券売却損益(は益)	499	17,600
投資有価証券評価損益(は益)	1,084	-
固定資産売却損益(は益)	12,850	8,770
固定資産除却損	1,452	40,745
売上債権の増減額(は増加)	21,921	63,519
たな卸資産の増減額(は増加)	2,153	4,923
仕入債務の増減額(は減少)	44,314	20,482
未払消費税等の増減額(は減少)	43,023	213,660
預り金の増減額(は減少)	67,988	490
その他	83,457	9,705
小計	1,250,086	1,765,142
利息及び配当金の受取額	11,593	11,756
利息の支払額	25,228	20,314
保険金の受取額	4,438	-
法人税等の支払額	368,497	207,359
営業活動によるキャッシュ・フロー	872,391	1,549,225
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の純増減額(は増加)	3	4,997
有形固定資産の取得による支出	652,878	440,709
有形固定資産の売却による収入	15,641	10,525
有形固定資産の除却による支出	-	40,669
無形固定資産の取得による支出	43,387	2,500
投資有価証券の取得による支出	8,691	9,255
投資有価証券の売却及び償還による収入	600	25,000
保険積立金の積立による支出	132,662	124,451
保険積立金の払戻による収入	172,154	39,394
その他	22,619	2,313
投資活動によるキャッシュ・フロー	671,846	539,982

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（ は減少）	4,611	36,084
長期借入れによる収入	100,000	-
長期借入金の返済による支出	331,386	345,505
社債の償還による支出	40,000	40,000
自己株式の取得による支出	-	40
ファイナンス・リース債務の返済による支出	248,243	257,268
配当金の支払額	205,842	174,626
財務活動によるキャッシュ・フロー	730,082	853,524
現金及び現金同等物に係る換算差額		-
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	529,537	155,718
現金及び現金同等物の期首残高	3,895,748	3,366,210
現金及び現金同等物の期末残高	1 3,366,210	1 3,521,928

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 株式会社ヨドセイ

2 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。なお、取得価額と債券金額との差額が金利の調整と認められるものについては、償却原価法を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

たな卸資産

商品・貯蔵品

主として、最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零(リース契約に残価保証の取決めがある場合は、当該残価保証額)とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異及び過去勤務費用は、発生年度に全額費用処理しております。

小規模企業等における簡便法の採用

連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクシカ負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

繰延税金資産(純額) 314,613千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産については、将来の事業計画に基づく課税所得を合理的に見積り、回収可能性があると判断した将来減算一時差異等について繰延税金資産を計上しております。

上記課税所得見通しについては、将来の事業計画を基礎としており、その主要な仮定は、収集運搬事業における収集現場数及び収集単価であります。

なお、新型コロナウイルス感染症が当社グループの業績に与える影響を予測することは困難な状況にありますが、半年程度で概ね回復するものと仮定して、繰延税金資産の回収可能性にかかる会計上の見積りを行っております。

将来において当社の経営成績が大きく変動する場合、当社の税区分が変更される場合、税制が変更される場合、あるいは繰延税金資産についての会計規則等が変更される場合には、将来における一時差異の解消金額や繰延税金資産の計上額が変動する可能性があります。

(未適用の会計基準等)

(収益認識に関する会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1: 顧客との契約を識別する。

ステップ2: 契約における履行義務を識別する。

ステップ3: 取引価格を算定する。

ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

(時価の算定に関する会計基準等)

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下「時価算定会計基準」という。）が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

また、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、あります。

(表示方法の変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度より適用し、連結財務諸表に「重要な会計上の見積りに関する注記」を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る内容については記載しておりません。

(連結貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	4,226,332千円	4,352,205千円

2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
建物	146,221千円	135,105千円
土地	1,567,333	1,567,333
投資有価証券	227,248	267,353
計	1,940,802	1,969,791

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
短期借入金	134,078千円	104,976千円
1年内返済予定の長期借入金	325,513	317,660
長期借入金	1,201,270	883,610
計	1,660,862	1,306,246

3 保証債務

次の会社について、金融機関等からの借入に対し債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
株式会社アルフォ	1,587,410千円	1,422,374千円

4 運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行1行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	100,000千円	100,000千円
借入実行残高	17,002	13,000
差引額	82,998	87,000

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
役員報酬	176,112千円	161,656千円
給与手当・賞与	356,894	331,421
賞与引当金繰入額	34,105	31,236
退職給付費用	16,597	16,682
役員退職慰労引当金繰入額	19,441	20,407
貸倒引当金繰入額	96	389

2 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
その他(有形固定資産)	13,140千円	10,305千円

3 固定資産売却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
その他(有形固定資産)	289千円	1,535千円

4 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
建物及び構築物	8千円	40,653千円
その他(有形固定資産)	1,444	91
計	1,452	40,745

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	76,367千円	108,783千円
組替調整額	585	17,600
税効果調整前	75,781	91,183
税効果額	23,204	27,920
その他有価証券評価差額金	52,577	63,262
その他の包括利益合計	52,577	63,262

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	15,871,400			15,871,400

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年5月15日 取締役会	普通株式	206,328	13.00	2019年3月31日	2019年6月26日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年5月27日 取締役会	普通株式	174,585	利益剰余金	11.00	2020年3月31日	2020年6月25日

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	15,871,400			15,871,400

2 自己株式に関する事項

	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)		42		42

(変動事由の概要)

単元未満株式の買い取りによる増加 42株

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年5月27日 取締役会	普通株式	174,585	11.00	2020年3月31日	2020年6月25日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年5月24日 取締役会	普通株式	174,584	利益剰余金	11.00	2021年3月31日	2021年6月25日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
現金及び預金	4,333,422千円	4,484,142千円
預入期間が3か月を超える定期預金	967,211	962,213
現金及び現金同等物	3,366,210	3,521,928

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として、パッカー車、プレス機、不燃物選別プラント及び破碎機であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
1年内	5,724	5,724
1年超	5,724	
合計	11,448	5,724

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入や社債発行)を調達しております。一時的な余剰資金は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金は銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクについて、当社グループでは与信管理関連の規程に従い、外部の信用調査機関の活用等により顧客ごとに格付けを行い、与信枠を設定するとともに顧客ごとの回収期日管理及び債権残高管理と合わせて顧客の財務状況の悪化などによる回収懸念の早期把握等によるリスクの軽減を図っております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

営業債務である買掛金や未払金は、1年以内の支払期日であります。また、短期借入金は、主に運転資金にかかる資金調達であり、そのほとんどが固定金利によるものであります。

営業債務や短期借入金はその決済時において流動性リスクが存在しますが、当社グループでは、連結各社単位で資金繰り計画を作成し、適時に更新することにより、当該リスクを管理するとともに、金融機関とコミットメントライン契約や当座貸越契約を締結し、利用可能枠を確保することで当該リスクに対応しております。

長期借入金及び社債は、主に設備投資及び運転資金を目的に調達したものであります。変動金利の借入金については、金利の変動リスクに晒されております。当該リスクについて、担当部門が利率動向等をモニタリングすることによりリスクの軽減を図っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注)2を参照ください。)

前連結会計年度(2020年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	4,333,422	4,333,422	
(2) 売掛金	1,212,659		
貸倒引当金(1)	330		
	1,212,329	1,212,329	
(3) 投資有価証券	509,020	509,020	
資産計	6,054,772	6,054,772	
(1) 買掛金	284,457	284,457	
(2) 短期借入金	173,716	173,716	
(3) 未払法人税等	103,088	103,088	
(4) 社債(1年内償還予定の社債を含む)	40,000	40,000	
(5) 長期借入金(1年内返済予定の借入金を含む)	1,626,824	1,636,493	9,669
(6) リース債務(1年内返済予定のリース債務を含む)	697,901	673,995	23,905
負債計	2,925,987	2,911,750	14,236

(1) 売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

当連結会計年度(2021年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	4,484,142	4,484,142	
(2) 売掛金	1,275,879		
貸倒引当金(1)	420		
	1,275,459	1,275,459	
(3) 投資有価証券	609,765	609,765	
資産計	6,369,367	6,369,367	
(1) 買掛金	304,940	304,940	
(2) 短期借入金	137,632	137,632	
(3) 未払法人税等	225,867	225,867	
(4) 長期借入金(1年内返済予定の借入金を含む)	1,281,318	1,287,014	5,696
(5) リース債務(1年内返済予定のリース債務を含む)	574,877	557,704	17,173
負債計	2,524,636	2,513,158	11,477

(1) 売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しております。ただし、変動金利による長期借入金については、金利が一定期間ごとに更改される条件となっているため、時価は帳簿価額にほぼ等しいといえることから、当該帳簿価額によっております。

(5) リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
非上場株式	258,000	250,600

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	4,323,631			
売掛金	1,212,659			
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
(1) 債券(社債)		8,503	9,762	
(2) その他		42,161	43,407	
合計	5,536,290	50,665	53,169	

当連結会計年度(2021年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	4,476,636			
売掛金	1,275,879			
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
(1) 債券(社債)		10,737	9,992	
(2) その他		57,905	61,857	
合計	5,752,516	68,643	71,849	

(注) 4. 短期借入金、社債、長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	173,716					
社債	40,000					
長期借入金	345,505	337,652	291,772	263,622	260,172	128,100
リース債務	266,907	190,343	134,343	56,925	19,888	29,492
合計	826,129	527,995	426,115	320,547	280,060	157,592

当連結会計年度(2021年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	137,632					
長期借入金	337,652	291,772	263,622	260,172	80,028	48,072
リース債務	240,872	157,720	103,052	34,234	24,372	14,625
合計	716,157	449,492	366,674	294,406	104,400	62,697

(有価証券関係)

1 その他有価証券

前連結会計年度(2020年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの			
株式	376,661	146,203	230,457
債券			
その他			
小計	376,661	146,203	230,457
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの			
株式	286,525	301,373	14,848
債券	18,265	22,120	3,854
その他	85,568	100,992	15,423
小計	390,359	424,486	34,127
合計	767,020	570,690	196,330

当連結会計年度(2021年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの			
株式	438,628	154,121	284,506
債券			
その他	119,763	101,830	17,933
小計	558,391	255,951	302,440
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの			
株式	281,243	293,389	12,146
債券	20,729	22,425	1,695
その他			
小計	301,973	315,815	13,841
合計	860,365	571,766	288,598

2 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	600	499	
債券			
その他			
合計	600	499	

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	25,000	17,600	
債券			
その他			
合計	25,000	17,600	

3 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、投資有価証券について1,084千円(その他有価証券の上場株式1,084千円)減損処理を行っております。

当連結会計年度においては、減損処理を行っておりません。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価の取得原価に対する下落率が50%以上の銘柄については全て減損処理を行い、30%以上50%未満の銘柄については時価の回復可能性等を検討した上で減損処理の要否を判断しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度を採用しております。確定給付企業年金制度(すべて積立型制度であります。)では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。また、連結子会社は、確定拠出型の退職年金制度を併用しております。

退職一時金制度(非積立型制度であります。)では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、連結子会社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度(簡便法を適用した制度を除く。)

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(千円)	
	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
退職給付債務の期首残高	625,487	676,467
勤務費用	102,141	102,707
利息費用		66
数理計算上の差異の発生額	2,990	584
退職給付の支払額	48,170	24,237
過去勤務費用の発生額		
退職給付債務の期末残高	676,467	754,420

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	(千円)	
	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
年金資産の期首残高	145,562	161,034
期待運用収益	1,542	1,674
数理計算上の差異の発生額	815	716
事業主からの拠出額	24,015	23,860
退職給付の支払額	9,269	4,633
年金資産の期末残高	161,034	181,220

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	(千円)	
	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	191,535	213,265
年金資産	161,034	181,220
	30,500	32,044
非積立型制度の退職給付債務	484,932	541,154
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	515,432	573,199
退職給付に係る負債	515,432	573,199
退職給付に係る資産		
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	515,432	573,199

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	(千円)	
	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
勤務費用	102,141	102,707
利息費用		66
期待運用収益	1,542	1,674
数理計算上の差異の費用処理額	2,174	131
過去勤務費用の費用処理額		
確定給付制度に係る退職給付費用	98,423	101,230

(5) 退職給付に係る調整額

該当事項はありません。

(6) 退職給付に係る調整累計額

該当事項はありません。

(7) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
一般勘定	100.0%	100.0%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表している。)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
割引率	0.01%	0.08%
長期期待運用収益率	1.06%	1.04%

3. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	(千円)	
	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	21,070	13,615
退職給付費用	1,849	1,236
退職給付の支払額	9,304	4,330
退職給付に係る負債の期末残高	13,615	10,520

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	(千円)	
	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	13,615	10,520
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	13,615	10,520
退職給付に係る負債	13,615	10,520
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	13,615	10,520

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前連結会計年度1,849千円 当連結会計年度1,236千円

4. 確定拠出制度

連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度16,188千円、当連結会計年度17,310千円でありま
す。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	12,362千円	16,219千円
賞与引当金	62,961	63,452
退職給付に係る負債	162,536	179,153
役員退職慰労引当金	128,663	135,115
株式取得費用	24,976	24,976
その他	65,959	62,740
繰延税金資産小計	457,459	481,658
評価性引当額	31,021	31,032
繰延税金資産合計	426,438	450,625
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	60,448	88,368
土地評価差額	721,230	721,230
その他	5,849	5,307
繰延税金負債合計	787,529	814,907
繰延税金負債の純額	361,091	364,281

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
法定実効税率 (調整)	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目		1.4%
住民税均等割等		0.6%
その他		0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率		33.0%

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、総合廃棄物処理事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	収集運搬・処分事業	リサイクル事業	行政受託事業	合計
外部顧客への売上高	8,157,087	940,906	2,392,330	11,490,323

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

連結損益計算書の売上高の10%以上である顧客がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	収集運搬・処分事業	リサイクル事業	行政受託事業	合計
外部顧客への売上高	7,603,455	741,322	2,657,487	11,002,265

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

連結損益計算書の売上高の10%以上である顧客がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

当社グループは、総合廃棄物処理事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア)連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

該当事項はありません。

(イ)連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

(ウ)連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産額	962.03円	993.97円
1株当たり当期純利益	35.94円	38.95円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	570,451	618,224
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	570,451	618,224
普通株式の期中平均株式数(株)	15,871,400	15,871,388

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
株式会社要興業	第6回無担保社債	2016年 3月31日	40,000		0.2	なし	2021年 3月31日

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	173,716	137,632	0.74	
1年以内に返済予定の長期借入金	345,505	337,652	1.36	
1年以内に返済予定のリース債務	266,907	240,872		
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	1,281,318	943,666	1.25	2022年～2027年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	430,993	334,005		2022年～2026年
その他有利子負債				
合計	2,498,441	1,993,828		

- (注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
 2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。
 3. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	291,772	263,622	260,172	80,028
リース債務	157,720	103,052	34,234	24,372

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	2,547,965	5,320,604	8,238,885	11,002,265
税金等調整前四半期 (当期)純利益 (千円)	123,703	311,419	662,515	922,810
親会社株主に帰属 する四半期(当期) 純利益 (千円)	76,464	200,665	440,163	618,224
1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	4.82	12.64	27.73	38.95

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり 四半期純利益 (円)	4.82	7.83	15.09	11.22

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,899,913	3,938,788
売掛金	1,015,920	1,065,765
商品	4,226	3,840
貯蔵品	15,606	21,245
前払費用	41,383	39,893
未収収益	111	45
その他	1 4,565	1 15,273
貸倒引当金	330	330
流動資産合計	4,981,396	5,084,522
固定資産		
有形固定資産		
建物	2 1,405,344	2 1,371,358
構築物	336,562	344,710
機械及び装置	296,882	218,903
車両運搬具	71,746	41,181
工具、器具及び備品	46,073	36,754
土地	2 6,608,447	2 6,624,647
リース資産	621,561	506,312
建設仮勘定	162,793	413,412
有形固定資産合計	9,549,410	9,557,281
無形固定資産		
電話加入権	2,344	2,344
ソフトウェア	81,516	56,583
ソフトウェア仮勘定	3,971	1,309
無形固定資産合計	87,832	60,237
投資その他の資産		
投資有価証券	2 767,020	2 860,365
関係会社株式	1,987,195	1,987,195
出資金	240	240
長期貸付金	1,541	1,482
繰延税金資産	320,700	314,613
敷金及び保証金	140,218	146,050
保険積立金	1,589,098	1,683,313
その他	28,788	21,775
貸倒引当金	1,233	1,271
投資その他の資産合計	4,833,570	5,013,764
固定資産合計	14,470,814	14,631,283
資産合計	19,452,211	19,715,805

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	271,439	295,260
短期借入金	2 173,716	2 137,632
1年内償還予定の社債	40,000	
1年内返済予定の長期借入金	2 345,505	2 337,652
リース債務	256,537	229,489
未払金	119,584	105,642
未払費用	140,465	137,615
未払法人税等	88,101	193,711
未払消費税等	18,596	205,614
預り金	15,731	15,238
賞与引当金	158,562	159,784
その他	45	7
流動負債合計	1,628,287	1,817,650
固定負債		
長期借入金	2 1,281,318	2 943,666
リース債務	413,128	316,561
退職給付引当金	515,432	573,199
役員退職慰労引当金	384,207	399,496
資産除去債務	24,137	24,276
固定負債合計	2,618,224	2,257,199
負債合計	4,246,512	4,074,849
純資産の部		
株主資本		
資本金	827,736	827,736
資本剰余金		
資本準備金	816,591	816,591
その他資本剰余金	583,750	583,750
資本剰余金合計	1,400,341	1,400,341
利益剰余金		
利益準備金	34,626	34,626
その他利益剰余金		
別途積立金	4,073,100	4,073,100
繰越利益剰余金	8,732,926	9,104,962
利益剰余金合計	12,840,653	13,212,689
自己株式		40
株主資本合計	15,068,732	15,440,727
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	136,966	200,229
評価・換算差額等合計	136,966	200,229
純資産合計	15,205,698	15,640,956
負債純資産合計	19,452,211	19,715,805

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)	当事業年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日)
売上高	1 9,605,203	1 9,140,777
売上原価	7,896,983	7,452,647
売上総利益	1,708,220	1,688,129
販売費及び一般管理費	2 976,754	2 916,428
営業利益	731,465	771,700
営業外収益		
受取利息及び配当金	1 23,985	1 24,081
有価証券利息	460	411
保険解約返戻金	21,801	17,169
保険事務手数料	5,274	5,152
雇用調整助成金		18,837
受取保険金	4,438	
その他	3,568	6,334
営業外収益合計	59,528	71,986
営業外費用		
支払利息	25,204	20,737
その他	8,270	89
営業外費用合計	33,475	20,826
経常利益	757,518	822,861
特別利益		
固定資産売却益	12,230	8,599
投資有価証券売却益	499	17,600
ゴルフ会員権売却益	105	
特別利益合計	12,835	26,199
特別損失		
固定資産売却損	289	1,535
固定資産除却損	1,399	40,670
投資有価証券評価損	1,084	
特別損失合計	2,774	42,205
税引前当期純利益	767,579	806,854
法人税、住民税及び事業税	243,737	282,066
法人税等調整額	15,150	21,833
法人税等合計	228,586	260,233
当期純利益	538,992	546,621

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
処理費	1	2,733,477	34.6	2,496,720	33.5
材料費		263,299	3.3	197,813	2.7
労務費		3,186,493	40.4	3,145,016	42.2
経費		1,713,711	21.7	1,613,097	21.6
当期売上原価		7,896,983	100.0	7,452,647	100.0

(注) 1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
減価償却費	512,566	516,845
燃料費	226,325	184,917
賃借料	177,159	183,234
修繕費	192,575	214,283

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					株主資本 合計
		資本準備 金	その他資 本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備 金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計	
						固定資産圧 縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	827,736	816,591	583,750	1,400,341	34,626	7,304	4,073,100	8,392,958	12,507,989	14,736,067
当期変動額										
剰余金の配当								206,328	206,328	206,328
当期純利益								538,992	538,992	538,992
固定資産圧縮積立金の 取崩						7,304		7,304		
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)										
当期変動額合計						7,304		339,968	332,664	332,664
当期末残高	827,736	816,591	583,750	1,400,341	34,626		4,073,100	8,732,926	12,840,653	15,068,732

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	189,544	189,544	14,925,612
当期変動額			
剰余金の配当			206,328
当期純利益			538,992
固定資産圧縮積立金の 取崩			
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	52,577	52,577	52,577
当期変動額合計	52,577	52,577	280,086
当期末残高	136,966	136,966	15,205,698

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金 合計
						別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	827,736	816,591	583,750	1,400,341	34,626	4,073,100	8,732,926	12,840,653		15,068,732
当期変動額										
剰余金の配当							174,585	174,585		174,585
当期純利益							546,621	546,621		546,621
自己株式の取得									40	40
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）										
当期変動額合計							372,035	372,035	40	371,995
当期末残高	827,736	816,591	583,750	1,400,341	34,626	4,073,100	9,104,962	13,212,689	40	15,440,727

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	136,966	136,966	15,205,698
当期変動額			
剰余金の配当			174,585
当期純利益			546,621
自己株式の取得			40
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	63,262	63,262	63,262
当期変動額合計	63,262	63,262	435,257
当期末残高	200,229	200,229	15,640,956

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。なお、取得価額と債券金額との差額が金利の調整と認められるものについては、償却原価法を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・貯蔵品

主として、最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～38年

構築物 7～50年

機械及び装置 2～15年

車両運搬具 2～6年

工具、器具及び備品 2～15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零(リース契約に残価保証の取決めがある場合は、当該残価保証額)とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用及び数理計算上の差異は、発生年度に全額を費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産(純額) 314,613千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(表示方法の変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度より適用し、財務諸表に「重要な会計上の見積りに関する注記」を記載しております。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
短期金銭債権	1,925千円	689千円

2 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産及び担保に係る債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
建物	146,221千円	135,105千円
土地	1,567,333	1,567,333
投資有価証券	227,248	267,353
計	1,940,802	1,969,791

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
短期借入金	134,078千円	104,976千円
1年内返済予定の長期借入金	325,513	317,660
長期借入金	1,201,270	883,610
計	1,660,862	1,306,246

3 保証債務

次の会社について、金融機関等からの借入に対し債務保証を行っております。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
株式会社アルフォ	1,587,410千円	1,422,374千円

4 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	100,000千円	100,000千円
借入実行残高	17,002	13,000
差引額	82,998	87,000

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業取引による取引高	989千円	948千円
営業取引以外の取引による取引高	12,500	12,500

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度1.7%、当事業年度0.7%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度98.3%、当事業年度99.3%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
役員報酬	135,560千円	124,576千円
給与手当・賞与	305,102	287,346
賞与引当金繰入額	28,977	27,551
役員退職慰労引当金繰入額	13,269	15,288
減価償却費	28,029	27,205
退職給付費用	14,636	14,610
貸倒引当金繰入額	96	37

(有価証券関係)

前事業年度(2020年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額は1,987,195千円)は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式の時価を記載しておりません。

当事業年度(2021年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額は1,987,195千円)は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式の時価を記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	11,054千円	13,450千円
賞与引当金	48,551	48,925
退職給付引当金	157,825	175,513
役員退職慰労引当金	117,644	122,325
その他	53,065	49,642
繰延税金資産小計	388,141	409,858
評価性引当額	6,044	6,056
繰延税金資産合計	382,096	403,801
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	60,448	88,368
その他	946	819
繰延税金負債合計	61,395	89,188
繰延税金資産の純額	320,700	314,613

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
法定実効税率	法定実効税率と税効果会計適用後の法人	30.6%
(調整)	税等の負担率との間	
交際費等永久に損金に算入されない項目	の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略	1.6%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目		0.6%
住民税均等割等		0.6%
その他		0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	しております。	32.3%

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	当期末 残 高	減価償却 累 計 額
有形固定資産	建物	1,405,344	44,949	3,145	75,789	1,371,358	736,138
	構築物	336,562	48,417	2,924	37,345	344,710	448,607
	機械及び装置	296,882	4,022	2,146	79,855	218,903	873,087
	車両運搬具	71,746	49,737	268	80,033	41,181	528,108
	工具、器具及び備品	46,073	6,959	16	16,261	36,754	195,210
	土地	6,608,447	16,200			6,624,647	
	リース資産	621,561	155,837	47,048	224,036	506,312	357,765
	建設仮勘定	162,793	339,712	89,093		413,412	
	計	9,549,410	665,835	144,643	513,321	9,557,281	3,138,918
無形固定資産	電話加入権	2,344				2,344	
	ソフトウェア	81,516	5,796		30,728	56,583	155,841
	ソフトウェア仮勘定	3,971	5,312	7,975		1,309	
	計	87,832	11,108	7,975	30,728	60,237	155,841

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

建物・構築物	入谷9丁目駐車場事務所棟他	81,189 千円
リース資産	新規リース契約 収集車両 13台	127,478 千円
建設仮勘定	鹿浜リサイクルセンター既存建物建替え工 事	339,712 千円

2. 当期減少額のうち主なものは、次のとおりであります。

リース資産	リース車両買取り 収集車両 28台	46,774 千円
-------	-------------------	-----------

【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	1,563	1,601	1,563	1,601
賞与引当金	158,562	159,784	158,562	159,784
役員退職慰労引当金	384,207	15,288		399,496

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	毎年3月31日
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただしやむを得ない事由により電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://www.kaname-k.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第48期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) 2020年6月25日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2020年6月25日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書、四半期報告書の確認書

第49期第1四半期(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日) 2020年8月12日関東財務局長に提出。

第49期第2四半期(自 2020年7月1日 至 2020年9月30日) 2020年11月13日関東財務局長に提出。

第49期第3四半期(自 2020年10月1日 至 2020年12月31日) 2021年2月12日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書

2020年6月29日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)の規定に基づく臨時報告書

2020年8月11日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)の規定に基づく臨時報告書

2020年8月11日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年6月24日

株式会社要興業
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山村 竜平

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 根本 知香

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社要興業の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社要興業及び連結子会社の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

繰延税金資産の回収可能性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>当連結会計年度末において、会社が連結貸借対照表に計上した繰延税金資産314,613千円(純額)は、当事業年度末において貸借対照表に計上した繰延税金資産と同額である。</p> <p>注記事項(重要な会計上の見積り)に記載されているとおり、会社は、将来の事業計画に基づく課税所得を合理的に見積り、回収可能性があると判断した将来減算一時差異等について繰延税金資産を計上している。</p> <p>将来の収益力に基づく課税所得の見積りは、将来の事業計画を基礎としており、その主要な仮定は、収集運搬事業における収集現場数及び収集単価であり、当該主要な仮定は新型コロナウイルス感染症による影響等を含め外部環境要因により変動する。</p> <p>繰延税金資産の回収可能性の判断において、将来の事業計画における主要な仮定は不確実性を伴い経営者による判断を必要とすることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、繰延税金資産の回収可能性を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 将来の課税所得の見積りを評価するため、その基礎となる取締役会によって承認された事業計画との整合性を検討するとともに、経営者の事業計画策定の見積りプロセスの有効性を評価するため、過年度の事業計画と実績とを比較した。 ・ 事業計画に含まれる将来売上高の予測の前提となる主要な仮定について、経営者と協議するとともに、過去の収集運搬事業における収集現場数及び収集単価実績等の関連資料との整合性を検討した。 ・ 主要な仮定に対する感応度分析を実施し、将来の事業計画の見積りの不確実性に関する経営者の評価について検討した。 ・ 繰延税金資産残高について、根拠資料と会計帳簿に基づき再計算を実施した。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社要興業の2021年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社要興業が2021年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。

- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年6月24日

株式会社要興業
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山村 竜平

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 根本 知香

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社要興業の2020年4月1日から2021年3月31日までの第49期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社要興業の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

繰延税金資産の回収可能性

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（繰延税金資産の回収可能性）と同一内容であるため、記載を省略している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。